

IMMEX・PROSECに関するレポート

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

メキシコ事務所

【免責事項】

本資料は仮訳の部分を含みます、また本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）メキシコ事務所が ENCOR に作成委託し、2026年2月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび ENCOR は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび ENCOR が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第 I 章. IMMEX プログラムの経済的背景と根拠

1. 対外貿易の展望
2. IMMEX プログラムの性格とその目的
3. 適用法令
4. メキシコの通商条約
5. 関税制度の概要
6. IMMEX プログラムの対象者および適用範囲

第 II 章. IMMEX 企業：IMMEX の構造、メリット、リスク

1. IMMEX のプログラム形態
2. 製造 IMMEX とサービス IMMEX
3. プログラムの形態変更について
4. 製造オペレーションに関連する「サービス」活動
5. 認可申請手続き
6. IMMEX プログラムの主なメリット
7. IMMEX の通関申告書（ペディメント）の主なコード
8. 非関税規制と非関税制限
9. 運用にあたってのリスクと影響
10. メキシコ国内居住者および恒久的施設
11. 「マキラドーラプーラ “Maquiladora pura”」

第 III 章. IMMEX プログラムにおける義務：管理体制とベストプラクティス

1. IMMEX プログラム保有者の主な義務
2. 自動在庫管理システム (付属書 Anexo 24)
3. 在庫と通関申告書(ペディメント)および各種レポートとの照合
4. 年次取引報告書

5. IVA・IEPSに係る税額控除および保証勘定の管理
6. 当局による検証、監査、調査
7. コンプライアンスと予防に関するベストプラクティス
8. 「センシティブ」品目
9. 不遵守に対する制裁とその結果

第IV章. バーチャルトランスファーと特別オペレーション

1. バーチャルトランスファーの主な特徴
2. 通関申告書(ペディメント)における主要識別コード
3. バーチャルトランスファーにおけるビジネスモデル
4. V5 通関申告書(ペディメント)を用いるバーチャルオペレーションと外国居住者
5. 移転取引のオペレーション手続
6. 通関上・税務上のインボイス発行
7. 輸出向け委託加工又はサブマキラ
8. 移転貨物証明書 (CTM)

第V章. IVA・IEPS 保稅認定

1. 保稅認定の性質および目的
2. 保稅認定区分
3. 保証金または信用状) による IVA・IEPS 税額控除の保証
4. IMMEX 企業における操業開始前期間
5. 保稅認定取得要件
6. 保稅認定のメリット
7. 保稅認定に伴う義務
8. 信用残高および保証管理(「附属書 Anexo 30」)
9. 当局の監視・監督
10. 制裁と登録取消
11. コンプライアンスのグッドプラクティス

第VI章. 産業分野別生産促進プログラム (PROSEC)

1. PROSEC の性質とその目的
2. PROSEC と IMMEX の互換性
3. 認可対象者と条件
4. PROSEC のメリット
5. PROSEC 対象セクター
6. 直接生産者、間接生産者
7. 第 8 規則による許可 (Regla Octava 許可)
8. IMMEX との互換性とその管理
9. PROSEC 年次報告書

第 VII 章. 商取引と通関のオペレーション事例

ケース 1

ケース 2

ケース 3

ケース 4

ケース 5

第1章

IMMEX プログラムの経済的背景と根拠

1. 対外貿易の展望

近年、メキシコはラテンアメリカにおける主要な外国直接投資（FDI）の受入国の一つとして確固たる地位を築いており、それは特に北米のグローバル・サプライチェーンにおける戦略的な位置付けによるものである。ニアショアリング——すなわち消費市場に近接した地域への生産拠点の再配置——という現象はこの役割を一層強化しており、メキシコは先進製造業、特に自動車、電子、航空宇宙、自動車部品分野において重要な物流拠点と位置付けられている。

2024年に、メキシコは米国の最大の貿易相手国としての地位を維持し、市場シェアにおいて中国を上回った。この傾向は2030年まで安定的に継続すると見込まれている¹。日本企業はメキシコにおけるプレゼンスを拡大しており、特にグアナフアト州、アグアスカリエンテス州、ヌエボ・レオン州、ケレタロ州といった地域での進出が顕著である。メキシコ・米国・カナダ協定（USMCA）の恩恵とメキシコが50か国と締結する広範な通商協定ネットワークを活用しているものだ²。

日本企業の生産拠点再配置は、IMMEXプログラム（輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業プログラム）を活用することに重点を置いている。具体的には、原材料、資材、部品、構成部品、さらには機械設備（固定資産）の一時輸入に際し、関税（一般関税：IGI）ならびに付加価値税（IVA）の支払いを繰り延べ又は免除するスキームを活用するものである。この仕組みにより競争力のある税務・通関制度を維持しつつ、メキシコ国内での生産をグローバル・バリューチェーンへ統合することが容易となる。

2. IMMEXプログラムの性格とその目的

IMMEXプログラムは、**メキシコの輸出振興**および対外貿易に参加する製造業・サービス業企業の競争力強化を目的としている。

¹ 経済省「2025年直接外国投資報告書」2025年4月

² メキシコ中央銀行「国際貿易収支 2024-2025」

本制度は、「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業振興のための政令」(Decreto para el Fomento de la Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación、「IMMEX 政令」)に基づき創設されたものである³。

IMMEX 政令は、輸出を目的とした製造プロセスを行う、または輸出向けサービスを提供するメキシコ国内に設立された企業が、生産に必要な製品を **IGI および IVA、ならびに相殺関税**を課されることなく、**一時的に輸入することを可能とする**。ただし、当該製品は、許可された期間内に、国外へ再輸出されるか他の IMMEX 企業もしくは同様の関税繰延制度⁴を有する企業に移転されなければならない。

本政令は、輸出産業振興のための主要な政策手段の一つである。経済省のデータによれば、2025 年時点で IMMEX プログラムを有する企業は 6,400 社を超え、メキシコの製造業輸出総額の約 55%を占めている。また、300 万人以上の直接雇用を創出している。

3. 適用法令

IMMEX プログラムは、通関法制、税法制および産業振興法制を組み合わせた包括的な法的枠組みで運用されている。主な適用法令は以下のとおりであり、なお、法律についてはそれぞれの施行規則を含むものである。

- **関税法 (LA)** の特に第 108 条、112 条に、一時輸入ならびにバーチャルトランスファーを規制するものとする
- **IMMEX 政令**：本プログラムの形態、要件、期間、利点（享受し得る優遇措置）を定める政令である。
- **所得税法 (LISR)** にはマキラドーラの運営に関する諸側面が規定されている。例えば、マキラ契約、メキシコにおける恒久的施設とその例外、二重課税防止条約、「セーフハーバー」スキーム、ならびにシェルターIMMEX 等である。
- **付加価値税法 (LIVA)**：本税の制度を規定する法律であり、特に通関手続との関係や一時輸入に係る 100%税額控除のための認証制度が特筆される。
- **貿易法**

³ 2006 年 11 月 1 日付連邦政府官報に掲載。後に修正が施され、最新版は 2019 年 12 月 21 日付けである。

⁴ 関税繰り延べプログラムを指す。マキラプログラム又は輸出プログラムにおける製造・加工・修理用、保税倉庫、戦略的税関保税区分用、保税区での製造・加工・修理用の一時輸入制度。関税法第 2 条第 X 項。

- メキシコが締結する**自由貿易協定（TLC）**：これには、T-MEC（メキシコ・米国・カナダ協定）、日墨経済連携協定（AAEJ/EPA）、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定（TIPAT/CPTPP）、並びにラテンアメリカ統合連合（ALADI）の枠組みに基づく各種協定等が含まれる。これらの協定は、原産地累積を可能とし、輸出入取引における関税の軽減をもたらすものである。
- **経済省が貿易に関する規則・指針を定める合意（Acuerdo de Reglas de la Secretaría de Economía「SE 貿易細則」）**：IMMEX プログラムの申請、変更、取消手続を規定するとともに、センシティブ品目に関する拡張手続きのメカニズムを定めるもの⁵。
- **貿易に関する一般規則（「RGCE」）**
税務行政庁（SAT）が発行するもので、IMMEX プログラムの通関実務上の運用詳細を規定する。特に、同規則（RGCE）4.3、5.2、7.1 に言及されている。
- **税務細則（Resolución Miscelánea Fiscal：RMF）**：SAT が発行する、内国税に関連する事項、税務上の便宜措置、解釈基準、要件および各種手続を規定するとともに、行政実務上の詳細、CFDI（デジタル税務証憑）等についても定める。

4. メキシコの通商条約

現在、メキシコは 50 か国との 13 の自由貿易協定（TLC）、31 か国・地域との 30 の投資促進・相互保護協定（APPRI）、そして南米南部共同市場（MERCOSUR）を含む ALADI（ラテンアメリカ統合連合）枠組みを通して 9 つの限定的協定（経済補完協定ならびに部分的範囲協定）を締結している。

同様に、メキシコは、世界貿易機関（OMC/WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、経済協力開発機構（OCDE/OCDE）、ALADI といった多国間および地域的な組織やフォーラムにも積極的に参加している。

現行の主な通商協定は下記のとおりである：

- メキシコ・米国・カナダ協定（T-MEC/USMCA）：メキシコ、アメリカ、カナダ。

⁵ 経済省「貿易に係る一般的性格の規則や判断基準を発行する合意」2024年9月24日付連邦政府官報

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定（CPTPP）：メキシコおよびその他の環太平洋諸国。
- メキシコ欧州連合経済連携協定（すなわちメキシコ EU 自由貿易協定 TLC/FTA）：メキシコと欧州連合。
- メキシコと欧州自由貿易連合との自由貿易協定（EFTA）：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス。
- メキシコ・チリ自由貿易協定(メキシコとチリ)
- メキシコ・コロンビア自由貿易協定(メキシコとコロンビア)
- メキシコ・ペルー自由貿易協定（メキシコとペルー）
- メキシコ・パナマ自由貿易協定
- メキシコ・ウルグアイ自由貿易協定。
- メキシコ日本経済連携協定（メキシコと日本）
- メキシコ・イスラエル自由貿易協定（メキシコとイスラエル）
- メキシコ・ボリビア経済補完協定
- 中米・メキシコ自由貿易協定（メキシコと中米）

これらの協定により、メキシコは北米、欧州、アジア太平洋および中南米の主要市場に対し、特恵的アクセスを確保している（関税の削減または撤廃、サービス分野、投資、紛争解決メカニズムのさらなる自由化や整備等）。

5. 関税制度の概要

関税制度（Regímenes aduaneros）とは、輸入者または輸出者が、関税当局の管理下において、国内に搬入される、または国外へ搬出される貨物に対して選択できる各種の法的な取扱区分をいう。これらは、通関、管理および税関当局による監督の対象となる貨物に対して適用される法的取扱いを決定するものであり、適用される義務や制限、ならびに関連する行為および手続上の形式を含む。

メキシコ関税法（Ley Aduanera）は、以下の関税制度を認めている⁶。

A. 確定輸出入

⁶ 関税法第2条第XXII項、第90条

- i) 確定輸入
- ii) 確定輸出

B. 一時輸入

- i) 同じ状態のまま国外へ再輸出することを目的とする一時輸入。
- ii) マキラドーラまたは輸出プログラムにおける製造、加工または修理を目的とした一時輸入。

C. 一時輸出

- i) 同じ状態のままメキシコへ再輸入することを目的とした一時輸出。
- ii) 製造、加工または修理を目的とした一時輸出。

D. 保税倉庫

E. 貨物輸送

- i) 国内輸送。
- ii) 国際輸送。

F. 税関保税区域内における製造、加工または修理

G. 戦略的保全区域（RFE）

このうち、製造、加工または修理を目的とする一時輸入制度（IMMEX 政令第 4 条およびメキシコ関税法第 108 条）が、IMMEX プログラムの運用を根拠づける制度である。本制度は、貨物をメキシコ国内へ搬入する際に、対外貿易税⁷の支払を繰り延べることを可能とするものであり、当該貨物が所定の期間内に国外へ再輸出されること、または税関管理下において移転されることを条件とする。本制度の下で一時輸入される貨物とは下記のものである。

- 原材料、部品、構成品。
- 燃料、潤滑油、その他の資材。
- 容器・包装材、ラベル・パンフレット。
- 機械、設備、工具類、計測機器類、金型とそのスペアパーツ。
- 公害防止用機器、研究用機器、産業安全用機器、通信機器および情報処理機器、実験室用機器、測定機器、製品試験機器および品質管理機器、ならびに生産工程に関連するその他の機器。

⁷ 一般的輸入税（IGI）と一般的輸出税（IGE）

実務上、IMMEX オペレーションはバーチャルトランスファー（移転）に基づいて運用され、例えば V1 や V5 コードといったペディメント（輸出申告書）、あるいは貨物移転証明書（CTM）等の通関書類が用いられる。これにより、貨物がメキシコ領土外へ物理的に搬出されることなく、再輸出（戻す）、輸出およびそれに対応する輸入手続を完結させることが可能となる。

6. IMMEX プログラムの対象者および適用範囲

IMMEX 保有者とは、**国内に居住する法人**（法人格を有する者）であって、所得税法（LISR）第 II 編に基づき課税され、製造業および／またはマキラドーラ事業、または輸出貨物向けサービスの提供に従事する者のことである。また、本プログラムは、**シェルター**形態で操業する企業、統括企業およびその支配下にある企業、アウトソーシング形態の企業、ならびに IMMEX に登録されたサブマニュファクチャーまたはサブマキラとして IMMEX の補完的工程を実施する第三者にも適用される。

一般に、IMMEX プログラムで企業には次のようなことが許される。

- 税務上の優遇措置のもと、メキシコ国内で先進的製造業を導入すること。
- 一般輸入税（IGI）の支払を繰り延べるとともに、IVA-IEPS 認証を取得している場合には、発生する IVA の支払を繰り延べること。
- T-MEC（USMCA）およびメキシコ日本経済連携協定（AAEJ/EPA）をはじめ、メキシコが締結する各種通商協定の原産地規則を遵守すること。
- 税関管理下におけるバーチャルオペレーションを通じて、物流コストおよび金融コストを削減すること。

本規制枠組みは、拡張、更新、認証に関する各種手続の簡素化を目的としており、その手続を認定経済事業者（OEA）基準および IVA・IEPS 認証制度に整合させている。

- 本プログラムは税務上の優遇措置を付与するものであることから、税務行政庁（SAT）と経済省（SE）は、IMMEX プログラムに係る電子的コンプライアンス体制の強化を継続している。特に、「**附属書 24 Anexo 24**」（在庫管理システム）と「**附属書 30 Anexo 30**」（IVA-IEPS に係る税額控除管理と保証管理）の遵守が重視されている。さらに、監査および実地検証の実施も強化されている。

第 II 章

IMMEX 企業：IMMEX の構造、メリット、リスク

1. IMMEX のプログラム形態

IMMEX 政令第 3 条と第 4 条は、企業が操業することのできる 5 つの運用形態を認めている。

1. **製造 IMMEX** – 輸出向け製品の製造または加工工程を実施する形態。
2. **サービス IMMEX** – 輸出向け製品に関連する、または外国籍の顧客の生産工程に直接関連するサービスを指し、例として、保管・流通、廃棄物収集、設計、エンジニアリング、修理、調製または保全、その他サービスなどで、輸入された状態を維持して施す形態。
3. **統括企業 IMMEX** – 親会社の製造業務を、1 社または複数の子会社（被支配会社）と統合することを可能とする形態。
4. **シェルター IMMEX** – メキシコ法人が、メキシコ国内に直接的な拠点を有しない外国居住者の製造または組立オペレーションを受け入れて実施する形態。
5. **アウトソーシング IMMEX** – 自社施設を有しない企業が IMMEX 登録されている第三者の（IMMEX プログラムに入っている）製造工程をして外注委託する形態。

IMMEX プログラムに基づく履行義務は各形態に共通であるが、同時に各形態は経済省（SE）ならびに税務行政庁（SAT）に対して、それぞれ異なる義務を負うことを意味する。例えば、サービス IMMEX は、輸入された貨物を原状のまま戻すまたは輸出するためのサービス工程を備えていなければならない。一方において、製造 IMMEX は、登録された製造または加工工程に従って貨物を輸出しなければならない。さらに、IVA・IEPS 認証の義務履行の観点からは、IMMEX プログラムの庇護下で一時輸入された「センシティブ品目」（鉄鋼、繊維、履物、砂糖、化学製品等）⁸については、一時輸入総額の少なくとも 80%相当額を再搬出（戻す）または輸出しなくてはならず、「非センシティブ品目」については、少なくとも 60%相当額の返却（戻し）または輸出が求められる。

2. 製造 IMMEX とサービス IMMEX

⁸ IMMEX 政令の附属 II 及び/又は RGCE の附属 28 に示される関税項目

この区別は、企業および税務・税関当局双方にとって重要な点である。

- **製造 IMMEX**：輸出貨物に対して製造または加工の生産工程を施す形態であり、分解、材料回収、再調製、再製造（リマニュファクチャリング）工程も含まれる。当該貨物は、国外への再輸出、または他の IMMEX 企業もしくは関税繰延プログラムを有する企業（例えば、戦略的保税区域や、自動車完成車メーカー、または保税倉庫を有する輸送用車両製造業者）への移転を目的とする⁹。
- **サービス IMMEX**：固定資産（AF）を含む輸出貨物に対するサービス提供に必要な貨物を一時輸入することができる。ただし、実施可能な活動は、経済省貿易細則（Acuerdo de Reglas de SE）附属 3.2.2 に列挙された特定の活動に限定される。例えば、保管、ラベリング、試験、設計、コールセンター業務、金融サービス、エンジニアリング、再調製等その他、貨物の本質的特性を変更せず、貨物は輸入時と「同一の状態」で再輸出されるとみなされる場合に限られる。¹⁰

実務上、製造 IMMEX は通常、物理的な設備および生産ラインを伴うのに対し、サービス IMMEX は無形的なプロセスまたは技術支援を中心とする形態である。多くのエンジニアリングサービス企業や品質管理サービスを提供する企業にとっては、後者の形態が適している。

3. プログラムの形態変更について

法令上、IMMEX プログラムの形態変更が認められている（例えば、製造 IMMEX からサービス IMMEX への変更、またはその逆）。また、別の形態を追加する形での拡張（例えば、製造 IMMEX を維持しつつサービス IMMEX を追加）も可能である。これらの手続にあたっては、細部の要件が定められている。

- **規定されている形態**：IMMEX 政令第 3 条に基づく、製造 IMMEX、統括企業 IMMEX、サービス IMMEX、シェルター IMMEX、ならびにアウトソーシング IMMEX（認証企業に限り適用）。
- **「プログラム形態」を追加するための拡張機能**：IMMEX 政令は、「本プログラムは（中略）プログラム形態を含めるため、これを拡張することができる」と規定している（政令第 11 条・下から 3 段落目）。これにより、既に承認された形態を

⁹ 関税法第 108 条、IMMEX 政令第 4 条

¹⁰ 経済省合意は貿易に関する一般的な規則と判断基準を発行する。2024 年 9 月 24 日付連保政府官報記載の附属書 3.2.2.

維持したまま、新たな形態を追加することができる。しかしながら実際にはこの点につき当局の判断には矛盾があり、プログラムは同時に一つの形態しか有し得ないと判断される場合がある。

- **サービス IMMEX に関する特別規定：**サービス IMMEX において承認され得る活動は、経済省貿易細則（Acuerdo de Reglas de SE）により限定されており、「センシティブ品目」に該当する貨物については、IVA・IEPS 認証企業¹¹を除き原則として認められていない。

形態の変更と拡張の違いとは？

- **形態変更：**既存の形態を他の形態に置き換えること（例：製造 IMMEX からサービス IMMEX への変更、またはその逆）。
- **形態拡張（Ampliación de modalidad）：**同一の IMMEX プログラムに別の形態を追加すること（例：製造 IMMEX を維持したままサービス IMMEX を追加する）。これは、既に述べたとおり、IMMEX 政令において明らかに規定されている。

これらふたつの選択肢は、VUCEM（メキシコ貿易手続き単一窓口）における正式な手続「IMMEX – 形態の拡張／変更」にある。申請は、同窓口「IMMEX – 形態の拡張／変更」に提出し、当該プログラムの情報を入力したうえで「形態変更」または「形態拡張」のいずれかを選択する。

「センシティブ品目」の拡張

他方で、IMMEX 企業は「センシティブ品目」（鉄鋼、繊維、履物、砂糖、化学製品等）の輸入を目的として、経済省（SE）に対し拡張申請を行う選択肢を有する。また IMMEX 企業が SAT/AGACE において IVA・IEPS 認証を取得している場合には、2024 年 4 月 15 日付経済省通達（Boletín B. SNICE 002/2024）において確認されたとおり、引き続きセンシティブ品目の輸入を行うための認証スキームを選択することが可能である。具体的には、RGCE 第 7.1.2 規則（下から 2 段落目）、附属書 28（Anexo28）、附属書 2（Anexo2）の

¹¹ IMMEX 政令の第 5 条、6 条、6 条の 2。 .

手続様式 118/LA¹²に基づく認証制度に従うことにより、センシティブ品目の輸入が認められる。

従って、センシティブ品目を輸入する場合には、SE 貿易細則 3.3.6 および RGCE 附属書 28 (Anexo 28) に基づき、該当する承認または拡張手続を行う必要がある。

4. 製造オペレーションに関連する「サービス」活動

例えば、IVA・IEPS 認証を取得している IMMEX 企業（製造 IMMEX）は、法令上必然的に、その IMMEX プログラムの範囲内においてサービス IMMEX 形態が認められる。これは、SE 貿易細則 3.2.18 によって守られていることであり、同細則は、IVA・IEPS 形態において認証企業登録（RECE）を取得した企業については、その IMMEX プログラムのもとでサービス IMMEX が承認されると定めている。すなわち当該企業は、IMMEX プログラムに登録された製造またはマキラ業務に関連するサービス活動であれば、経済省（SE）に個別登録することなく実施することができる。

5. 認可申請手続き

当該手続は、メキシコ貿易デジタル窓口（VUCEM）を通じてオンラインで行う。主な要件は以下のとおりである。

- RFC（連邦納税者登録）に登録されかつ有効であること。
- マキラ契約、売買契約、発注書または確定注文書。
- 当該不動産を合法的に所有していることの証明。
- 税務上の所在地ならびに業務を行う工場の所在地の証明。
- 定款、事業目的ならびに輸出取引の実績を証明する書類の提出。
- 技術的能力、財務的能力、在庫管理能力を有していることの証明。
- 投資計画書。
- 製造工程またはサービス内容の詳細な説明。

¹² IMMEX 政令の附属書 2 あるいは RGCE の附属書 28 に一覧として記載される品目の一時輸入認可申請。唐認可は IMMEX 企業がその生産工程あるいはサービス提供に要するセンシティブ品目を輸入することを認可するものである。

- 一時輸入の対象貨物の一覧。貨物内容の説明、関税分類、原産地、仕出地、仕向地、最終利用者を明記したもの。
- 従業員がメキシコ社会保険庁（IMSS）に直接登録されていること。
- 生産工程またはサービス提供に用いられる機械類、機器、什器備品の在庫一覧。
- 公証人（公開仲介人 **Corredor Público**）によって発行された、一定の要件を満たした事実証明書の提出。

平均的な審査期間は 15 営業日とされているが、実際には経済省（SE）側の対応により、この回答期間が延長されることもある。**IMMEX プログラムは無期限で付与される**ため、更新手続は存在しない。しかし、一定の義務を履行しない場合、例えば、年次報告書の未提出、総売上高の少なくとも 10%の輸出実績を満たさないなどに該当すると、プログラムの停止または取消の原因となる可能性がある¹³。

6. IMMEX プログラムの主なメリット

本制度は、認可を受けた企業に対し、税務上、通関上、運用上の各種優遇措置を付与するものである。主な内容は以下のとおりである。

- 対外貿易にかかる税金の支払い繰延。
- 当該認証を取得している場合、一時輸入に係る IVA の全額控除の享受。
- TLC、PROSEC、レグラ・オクターバ、その他の適用可能な政令に基づく優遇税率の適用。
- 通関手数料（DTA）につき、低率の定額（\$425 ペソ）または従価税率（1.76／千分）を適用、もしくは貿易協定による免除または減額¹⁴。
- 輸出移転オペレーションまたは再輸出（戻り）において、IVA 率 0%の適用。
- バーチャルペディメントによる海外向け販売に関する国内サプライヤーからの請求に係る IVA 率 0%。

¹³ 経済省貿易細則 3.1.3 項、IMMEX 政令第 11 条と 25 条

¹⁴ 連邦法定料金法（LFD）第 49 条

- 「委託在庫¹⁵」方式、「マキラ・プーラ（原語 *maquila pura*）」スキームによる貨物輸入。
- 「マキラドーラプーラ（原語 *maquiladoras puras*）」に対する ISR の軽減税制（セーフハーバー制度）。
- 一時輸入貨物より発生する歩留まりロスおよび廃棄物（スクラップ）に対する特別扱い。
- 週次または月次の一括申告（*Pedimento consolidado*）をもって、複数の輸入・輸出取引を一本の通関申告書により申告することができる。
- 登録された第三者のサブマキラドーラまたはサブマニュファクチャラーを活用した、自社の製造工程に対する補完的サービス。

IMMEX における一時輸入滞留期間

特筆すべき点として、**原材料、資材、部品または構成品の一時輸入に係る滞留期間は 18 か月**である。**バーチャル移転の場合は 6 か月**であるが、国内供給者からの調達に基づくバーチャル移転については 18 か月が適用される。この場合で、企業が**認定事業者（OEA）**の登録を有している場合、**滞留期間は 36 か月**まで延長される。また、**機械設備（固定資産）に係る一時輸入の滞留期間は、IMMEX プログラムの有効期間中とされている。**

固定資産

企業が保有する資産のうち、通関上は貨物または有形資産として扱われ、短期間で現金化することができないものを指す。通常、企業の運営に必要とされるもので販売対象ではない。所得税（ISR）の面で固定資産とは、納税者がその事業活動の遂行に使用する有形資産の総体を指すものであり、日常的な使用と時間経過により価値が減耗するものである。これらの資産の取得または製造は、常に納税者の事業活動の展開のために使用することを目的とするものであり、通常のオペレーション過程において売却することを目的とするものではない。

通関上、IMMEX 企業における固定資産（*Pedimento* 区分コード AF）の例として、生産工程またはサービス提供、あるいは当該企業の事業目的の遂行に必要な機械

¹⁵ 通関慣習にて、自身の所有物でない貨物を輸出入する企業で、輸出入業務を実行する法的能力を有する企業に対し「受託人」の資格が与えられる。それは貨物の所有者あるいは認可された第三者から「委託（権限移譲）」されて既述の業務を行うからである。

類、機器、器具、金型等が挙げられる。IMMEX 企業は、固定資産の取扱いに関し税法上の特別措置を受ける¹⁶。これには、減価償却の取扱い、損金算入の適用、税務区分変更時の優遇措置、ならびに当該貨物から生じる廃棄物の処理に関する取扱いが含まれる。これら固定資産の一時輸入に係る滞留期間は、IMMEX プログラムの有効期間と同一で、つまり無期限である。

機械設備については、それぞれの当該通関書類により個別に特定・識別されていなければならない。具体的には、シリアル番号、部品番号、ブランド、型式、これらが無い場合は、他の類似固定資産と区別し得る技術的または商業上の仕様を明示しなければならない。現物確認と書類照合を伴う予防的監査を実施し、必要に応じて是正措置を講じることが追徴課税（créditos fiscales）の賦課を未然に防止するために推奨される。

次表に、IMMEX における主な利点をまとめる。

区分	主な利点
税務	<p>IGI の支払い繰延。</p> <p>TLC、PROSEC、レグラ・オクターバに基づく優遇税率の適用。</p> <p>一時輸入に係る IVA の 100% が税額控除。</p> <p>輸出および輸出販売における、IVA および IGE（一般輸出関税）の税率 0% または免税扱い。</p> <p>TLC による DTA 免除、または低率の定額を適用。</p>
財務	<p>租税及び相殺関税の即時支払いが必要でなくなり、キャッシュフローが改善。</p>
オペレーション	<p>関税繰延制度を有する企業との間で、バーチャルトランスファーを用いた輸出入が可能（V1、V5、G9、CTM 等の通関書類）。</p>
管理	<p>VUCEM を通し手続きの簡の素化、ペディメントの週次または月次での申告。</p>
通商	<p>原産地規則を遵守することにより、T-MEC(USMCA)、メキシコ日本経済連携協定、ALADI 等の自由貿易協定に基づく国際市場へのアクセスが可能。</p> <p>恒久的施設の設置無しに外国居住者とマキラオペレーションを実施でき、かつ ISR に関してはセーフハーバー方式を適用。</p>
固定資産	<p>固定資産については、減価償却、税務控除、税務区分変更時の優遇措置、ならびに廃棄物の取り扱いを含め、特別扱いが認められる。</p>

¹⁶ LA 第 2 条 XI 項と XII 項、LISR32 条、RGCE 規則 1.6.10

7. IMMEX の通関申告書（ペディメント）の主なコード¹⁷

IMMEX プログラムにおいて使用される主なペディメントの区分コード、ならびにバーチャルオペレーション、関税区分変更に使われる主なコードは、以下のとおりである。

IMMEX
IN - 加工、製造または修理の対象となる製品の一時輸入（IMMEX）。
AF - 固定資産の一時輸入（IMMEX）。
RT - 貨物の再輸出（IMMEX）。
*V4 - CTM に基づくバーチャル再輸出（IAT に適用：IGI の支払いと支払額算定において、CTM の別表 C に含まれる部品、構成部材または資材に適用）。
バーチャルオペレーション
V1 - 貨物の移転（バーチャル一時輸入、保税倉庫 [IAT、IMV] または RFE へのバーチャル搬入、バーチャル再輸出、国内サプライヤーによるバーチャル輸出）。
V5 - 認定企業における貨物の移転（確定輸入のためのバーチャル再輸出）。
G9 - 税関に隣接していない RFE からの貨物移転（国内居住者による確定輸入のためのバーチャル引取り）。
関税区分の変更
F4 - 一時輸出された資材または貨物の関税区分変更。
F5 - 一時輸入貨物から確定輸入貨物への関税区分変更。

これらのオペレーションにおいては、該当するペディメントに、総合的および品目別の適用識別子（identificador）を適切に記載することが重要である。例えば、サービス IMMEX の場合には、SE 貿易細則附属 3.2.2 に基づき認可された活動内容を特定する補足コードとともに、総合識別子「MS」を記載しなければならない。

8. 非関税規制と非関税制限

メキシコ公式規格（NOM）。一般に、IMMEX 企業は、関係法令に基づき適用される場合があれば、非関税規制および非関税制限（RyRNA）に関する規定を遵守しなければならない。これには、メキシコ公式規格（NOM）の遵守義務が含まれる。もっとも、一定の例外が認められており、例えば、SE 貿易細則 2.4.11 第 X 項 a) および h) 号に基づき、IMMEX プログラムに基づく貨物の一時輸入については、表示義務に関する NOM の適用が免除される。さらに、有効な PROSEC プログラムに基づく確定輸入についても、同名の政令（PROSEC 政令）の規定に従い、当該貨物が同政令第 4 条に定めるい

¹⁷ RGCE の附属書 22 添付 2 と 8 を参照のこと。

いずれかの品目の生産に直接使用される原材料または資材である場合には、表示義務に関する NOM の適用が免除される。

輸入業者登録 (ANAM). 一般輸入業者登録 (padrón) に登録するとともに、該当する場合には、特定品目輸入者登録および特定品目輸出者登録を行わなければならない。

9. 運用にあたってのリスクと影響

各種の利点が存在する一方で、IMMEX 制度では**厳格なコンプライアンス**が求められる。税関当局により主に指摘されているリスクは、以下のとおりである。

- **在庫管理（附属書 24 Anexo 24）における不備：**報告書類とペディメントの不一致は、罰金またはプログラム取消につながる恐れがある。
- **再輸出義務の不履行：**許可された期間内（内容に応じて 18 か月、6 ヶ月、または 36 ヶ月）に再輸出または移転されなかった貨物。
- **関税分類の誤り：**SAT・ANAM による罰金または税額訂正処分（訳注：原文は créditos fiscales）を受ける可能性がある。
- **バーチャルオペレーションの不適切な利用：**実体性・トレーサビリティ不足によるバーチャルオペレーションの無効（書類のシミュレーション調査）。
- **IVA・IEPS 保税認定の喪失：**要件や義務の継続的な履行を怠ることによる。
- **制裁または認可の取消：**各種届出・報告の未提出、または製造工程の不整合。
- **税関当局による監督・取締りの強化。**

IMMEX プログラムは、日本企業がメキシコ産業に参入するうえで極めて重要な制度的手段である。もっとも、その活用の成否は、通関・税務・行政上の各種義務を継続的に履行できるか否かに依存する。取引の実体性や事前計画、書類上のトレーサビリティ確保、ならびに内部統制が、認証の維持ならびにプログラム取消や恒久的施設認定リスクの回避において決定的な要素である。

10. メキシコ国内居住者および恒久的施設

通関上の取扱いにおいては、外国居住者である個人または法人であっても、国内に1つ以上の恒久的施設を有し、かつ LISR が定める恒久的施設の要件を満たす場合には、国内居

住者とみなされる。また、国内居住者から給与として所得を得てメキシコにおいて納税義務を負う個人についても、同様に国内居住者として取り扱われる¹⁸。

所得税（ISR）の納税義務者には、メキシコ国内に恒久的施設を有する外国居住者が含まれる。この点に関し LISR 第 2 条第 1 段落は、**恒久的施設**とは、事業活動の全部または一部が行われる、もしくは独立した個人役務の提供が行われるあらゆる事業拠点をいうと規定している。恒久的施設に該当するものとしては、支店、代理店、事務所、工場、修理場、各種施設、鉱山、採石場、その他天然資源の探査、採掘または開発を行う場所等が挙げられる。これらの例示は LISR に規定されているが、あくまで恒久的施設の例示列挙であり、これに限定されるものではない。すなわち、列挙された拠点は、恒久的施設の定義に照らして解釈されるべきものであり、当該概念の本質的要素を満たす場合にのみ、恒久的施設として認定されることとなる¹⁹。

したがって、外国居住者が、独立代理人とは異なる個人または法人を通じてメキシコにおいて活動を行う場合には、当該外国居住者は、当該個人または法人が当該外国居住者のために行うすべての活動に関して、国内に恒久的施設を有するものとみなされる。これは、当該外国居住者が国内に事業拠点または役務提供のための場所を有していない場合であっても、当該個人または法人が、外国居住者の名においてまたはその者のために契約を締結する権限を行使し、かつその契約が当該外国居住者のメキシコにおける事業活動の遂行に向けられたものである場合には適用される。ただし、所得税法（LISR）第 3 条に規定され、恒久的施設とみなされない場合は、この限りではない。

所得税法（LISR）は、以下の場合には恒久的施設とはみなされないことを明確に規定している。

- 外国居住者に帰属する物品または商品を、単に保管または展示することのみを目的として施設を使用し、または維持する場合。
- 外国居住者に帰属する物品または商品について、単に保管もしくは展示するまたは他者による加工のために限って保持する場合。
- 外国居住者のために物品または商品を購入することのみを目的として事業拠点を使用する場合。

¹⁸ 連邦税務法典第 9 条、関税法第 2 条第 IV 項

¹⁹ 所得税法（LISR）第 2 条と第 9 条、関税法第 2 条第 IV 項

- 外国居住者の事業活動に対して準備的または補助的性質を有する活動のみを行う目的で事業拠点を使用する場合。これには、広告宣伝、情報提供、科学的研究、融資実行の準備、その他これらに類する活動が含まれる。
- 外国居住者に帰属する物品または商品の特別保税の蔵置を一般保税倉庫において行う場合、または当該物品を国内への輸入のために引き渡す場合。

同様に、外国居住者が独立代理人に該当する個人または法人を通じて国内で活動する場合で、当該代理人が通常の業務範囲内で行動していないときは、当該外国居住者は国内に恒久的施設を有するものとみなされる。この場合において、独立代理人が通常の業務範囲内で行動していないと判断されるのは、以下のいずれかの条件に該当する場合である。

- 外国居住者自身が引渡しを行うための物品または商品の在庫を保有している場合。
- 外国居住者のリスクを負担している場合。
- 外国居住者からの詳細な指示に従って行動し、またはその全体的支配の下で活動している場合。
- 経済面において外国居住者に帰属すべき活動を行っており、自らの事業活動として実施していない場合。
- その活動の成果とは無関係に報酬を得ている場合。
- 外国居住者との取引において、独立した当事者間で同様の比較可能な取引が行われた場合に用いられるであろう価格または対価の額と異なる価格または対価を用いて取引を行っている場合。

外国居住者が、国内において**マキラオペレーション**を通常的に行う企業との間で有する法的または経済的關係に起因しては、外国居住者が国内に恒久的施設を有するものとはみなされない。当該マキラドーラが、外国居住者により国内に保有されている物品または商品を、当該外国居住者またはその関連会社から直接または間接に提供された資産を用いて通常加工する場合であっても、以下の要件を満たすときは恒久的施設を有しているとはみなされない。メキシコが当該外国居住者の居住地国との間で二重課税防止条約を締結しており、かつその規定（条約に基づき締結された友好的合意を含み、条約当事国により実施された内容を含む）に定める要件を充足する場合には、当該外国居住者は国内に恒久的施設を有しないものと取り扱われる。本段落の規定は、マキラオペレーションを行う企業がLISR 第 216 条の 2（216-Bis）に定める要件を満たしている場合に限り適用される。

11. 「マキラドーラプーラ “Maquiladora pura”」

通関実務上の用語として、「マキラ・プーラ (maquila pura)」、「マキラドーラ (maquiladora)」または「マキラ (maquila)」は、いずれも同義で用いられている。全て IMMEX プログラムの認可を受けたメキシコ所在の対外貿易企業を指し、その親会社または関連会社がメキシコ国内に恒久的施設を有しない外国居住者である場合に、当該メキシコ IMMEX 企業が当該外国居住者との間で**マキラ契約**²⁰を締結している形態をいう。この種の企業は、機械設備（固定資産）ならびに原材料、部品または構成品の所有権が外国居住者側に帰属している点にも特徴がある。すなわち、これらの資産は当該 IMMEX プログラムの下で一時輸入されるが、「委託」の形態で輸入されるため、当該 IMMEX 企業は外国企業（供給者、顧客）に対してマキラサービスの提供分のみを請求する。「マキラ・プーラ（純委託加工）」と称されるのは、当該企業が機械設備および資材の所有者ではなく、税務上、顧客／供給者である外国企業に対してマキラサービス（付加価値または工賃「labor」）のみを請求する形態であることによる。またこれらの企業は、**セーフハーバー方式**を遵守すべきものである（原価と費用の 6.5%、または資産の 6.9%）。

従って、外国居住者が、国内においてマキラオペレーションを通常的に行う企業との間で有する法的または経済的関係に起因しては、外国居住者が国内に恒久的施設を有するものとはみなされない。当該マキラドーラが、外国居住者により国内に保有されている物品または商品を、当該外国居住者またはその関連会社から直接または間接に提供された資産を用いて通常加工する場合であっても、以下の要件を満たすときは恒久的施設を有しているとはみなされない。メキシコが当該外国居住者の居住地国との間で二重課税防止条約を締結しており、かつその規定（条約に基づき締結された友好的合意を含み、条約当事国により実施された内容を含む）に定める要件を充足する場合には、当該外国居住者は国内に恒久的施設を有しないものと取り扱われる。

その他のマキラの主な特徴としては下記のものがある。

- 生産活動に係る収入の全額は、その 10%を除き、マキラオペレーションから生じるものでなければならない。
- 生産工程において、一時輸入ではない国内物品または外国物品を組み込む場合には、これらも一時輸入物品とともに輸出または再輸出しなければならない。

²⁰ 所得税法 (LISR) 第 181 条と 182 条。税務細則 (RMF) 3.20.2、3.20.3、3.20.4。

- マキラ工程に使用する機械設備の少なくとも **30%**は、取引関係を有する外国企業の所有物でなければならない。
- 再輸出ペディメントにおいて申告される**付加価値**（工賃）には、マキラ工程の遂行のために発生した費用を含めなければならない。当該サービスは、マキラ・プーラにより毎月外国顧客に対して請求される。
- シェルター**IMMEX** の枠組みの下で事業を行う外国居住者（顧客）は、メキシコ国内で恒久的施設を設立しない。
- 税務上の義務として、**2025年6月30日**までに製造業・マキラドーラ・輸出サービス企業情報申告書（**DIEMSE**）を提出しなければならない。

マキラドーラ企業が国内市場において販売（譲渡）を行ったり、他のメキシコ企業に対してサービスを提供したりする場合には、外国居住者に係る恒久的施設が成立する可能性が生じ、その結果 **ISR** の全面的な納税義務が発生し得る。このリスクを回避するため、バーチャル輸出と確定輸入の組み合わせ（**ペディメント V5**）が活用されている。

他方、マキラドーラと区別される形態として、**製造会社**という **IMMEX** 企業があるが、当該企業は、**IMMEX** プログラムに基づき一時輸入する資材、原材料、部品または材料、ならびに機械設備の所有者であり、マキラ契約を締結する形態ではない。そのため、国内において物品を販売したとしても、外国居住者に係る恒久的施設を発生させるリスクは生じない。しかしこの取扱いは、**IMMEX** プログラムを維持するために求められる輸出比率を満たしていることと、該当する場合には **IVA・IEPS** 認証の要件を満たしていることを前提とする。

第 III 章

IMMEX プログラムにおける義務：管理体制とベストプラクティス

1. IMMEX プログラム保有者の主な義務

IMMEX プログラムは、通関および税務分野において有意義な便宜を企業に対して付与する制度である。しかしながら、これらメリットは関連法令に定められた厳格な遵守義務と責任を伴うものであり、経済省（**SE**）、税務行政庁（**SAT/AGACE**）、ならびに通関実務においてはメキシコ国家税関庁（**ANAM**）による検査・制裁の対象となり得る。

本プログラムは IVA・IEPS 認証制度と密接に連動していることから、以下に主要な遵守義務および管理活動を簡潔に示す。これらの履行を怠った場合には、両制度のいずれにも影響が及ぶ可能性がある。

- IMMEX 企業および PROSEC を取得している企業は、貿易取引年次報告書 (RAOCE)を提出すること。
- 経済省 (SE) ならびに税務行政庁 (SAT) に対し、登録されている税務上の住所、工場・事業所または倉庫の所在地を有効かつ最新の状態に維持すること。
- RGCE の附属書 24 (Anexo 24) に基づき、自動在庫管理システムを常に保持・運用し、更新された状態で維持すること。
- 一時輸入貨物のトレーサビリティおよび期限内のそれらの使用・再輸出・移転を確保すること。
- IVA・IEPS 認証に関し、RGCE 附属書 30 (Anexo 30) の「税額控除・保証管理システム (SCCCyG)」を遵守すること。
- IMMEX/PROSEC および企業認証制度登録 (RECE) (IVA・IEPS 認証および OEA を含む) に関連する情報または業務内容の変更については、SAT および/または SE に対し、所定の通知、報告書および/または電子メールにて適宜提出すること。
- IVA・IEPS 認証に関連する製造工程の変更や新たな関税分類項目については、SAT に対して届出を行うこと。
- IMMEX および/または IVA・IEPS 認証で求められる輸出比率を遵守すること。
- センシティブ品目に関する当局への届出を管理すること。
- 国立統計地理情報院 (INEGI) に対し、月次統計情報を提出すること。
- 当局による立入検査および監査に対応するとともに、情報・書類の提出要請に応じること。

これらの義務のいずれかを履行しない場合には、IMMEX または PROSEC プログラムの停止もしくは取消、ならびに RECE における各種認証 (IVA・IEPS 認証および認定事業者 [OEA] を含む) の停止または取消につながる可能性がある。

電子ペディメントおよびその添付書類は、対外貿易貨物の適法な輸入、輸送、国内滞留または保有、ならびに輸出または再輸出の後ろ盾となる通関書類である。もっとも、

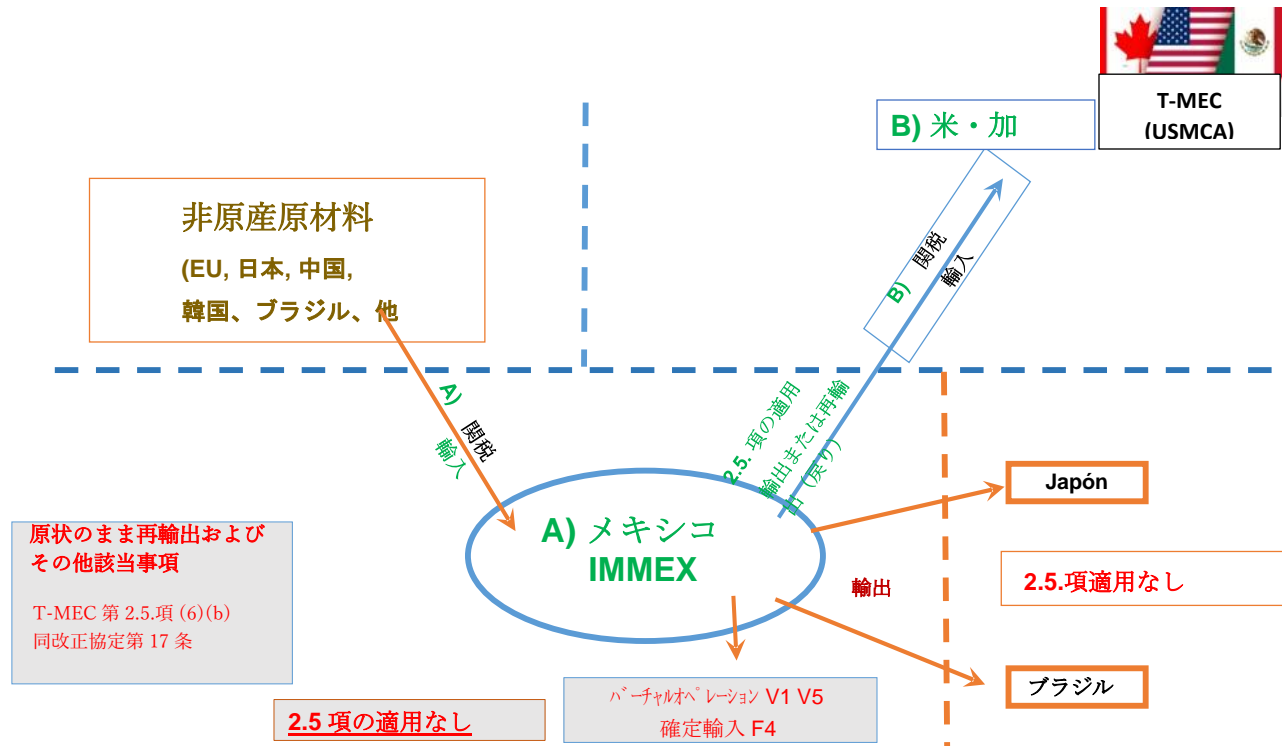
IMMEX プログラムにおいては、対外貿易取引に係る電子ファイルおよび附属書 24 (Anexo 24) システムを併せて整備・管理することにより、当該貨物の適法な地位が証明される。さらに、該当する税務書類をもって、取引の実体性と貨物のトレーサビリティを証明することが求められる。

T-MEC (USMCA) 非原産材料に係る IGI の確定および納付タイミング

T-MEC (USMCA) 締約国の一方の国土（例：メキシコ）に、関税繰延制度（例：IMMEX、RFE 等）に基づき貨物が輸入され、その後、他の締約国の国土（例：米国）へ輸出される場合（下図参照）、または当該貨物が他の締約国の国土へ後に輸出される別の貨物の生産における原材料として使用される場合、あるいは同一または類似の貨物に代替され、それが他の締約国（例：米国）へ後に輸出される別の貨物の生産に使用される場合には、当該貨物が輸出された締約国（例：メキシコ）は、以下の措置を講じる。

- (a) 輸出貨物が国内消費向けに供されたものとみなして関税を算定する。
- (b) 1 段落目の規定により認められる範囲内において、当該関税を免除または軽減することができる。

T-MEC(USMCA) 2.5項 輸出完成品



したがって、IMMEX 企業が、T-MEC (USMCA) 域外原産²¹の原材料、部品、構成品または資材をメキシコに一時輸入し、その後これらを米国またはカナダへ輸出または再輸出する場合において、T-MEC (USMCA) 第 2 条第 5 項（「二者択一の低い方」方式）が適用されるとき、当該非原産材料の輸入により発生する関税については、該当する場合、メキシコにおいて以下の時点で納付することができる。

- i. 一時輸入時（IMMEX 政令第 14 条、RGCE 規則 1.6.11 と 1.6.12）。
- ii. 再輸出または輸出を裏付けるペディメント（RGCE 規則 1.6.13 と 1.6.14）。
- iii. バーチャル輸入時（RGCE 規則 1.6.13、1.6.17、ならびに T-MEC (USMCA) 関税決議の第 19、20、21 規則）。
- iv. 再輸出または輸出を行った日から起算して 60 暦日以内に、補完ペディメントにより納付する方法（RGCE 規則 1.6.14、T-MEC (USMCA) 関税決議第 7 規則）。

²¹ 例として、アジアから

- v. 一時輸入から確定輸入への変更時（関税法第 109 条）。

2. 自動在庫管理システム（附属書 24 Anexo 24）

一般貿易規則（RGCE）に定められる附属書 24（Anexo 24）は、IMMEX プログラムの運用コンプライアンスにおける中核的基盤である。本制度は、電子的・情報システムを備え、一時輸入貨物のすべての入庫、加工、移転、出庫、残高を記録することを義務付けている。したがって、本システムは、一時輸入貨物の出庫または再輸出を裏付ける重要な証憑資料として当局に対して機能するものであり、最新の状態に維持されるとともに、部品表（Bill of Materials : BOM）と整合した管理がなされなければならない。BOM は、本システムの効率的な運用を支える「屋台骨」となるものである。

当該システムは、実務上附属書 24（Anexo 24）と通称されており、以下の 3 つの区分から構成されている。

- A. RGCE 規則 4.3.1.に基づく最低限必要な情報。
- B. SECIIT 企業が備えるべき情報（RGCE 規則 7.1.4.第 2 段落 D 項第 VII 号に規定される内容）。
- C. IVA・IEPS 認証企業に求められる最低限の情報。

附属書 24（Anexo 24）A 項

I. マスターカタログ：

- a) 納税者の基本情報
- b) 材料
- c) 製品

II. 税関モジュール：

- a) 入庫に関する税関情報モジュール（一時輸入）。
- b) 使用材料に関する情報モジュール。
- c) 出庫に関する税関情報モジュール（再輸出、廃棄、寄付、区分変更等）
- d) 固定資産モジュール。

III. レポートモジュール：

- a) 一時輸入貨物の入庫レポート。
- b) 一時輸入貨物の出庫レポート。
- c) 一時輸入貨物の残高レポート。

d) 使用材料レポート。

当該システムは下記を満たすこと：

- 一時輸入貨物の在庫管理に関する**法令規定を順守**すること。
- 一時輸入貨物の**再輸出状況を証明するための手段**として機能し、未再輸出貨物の管理を行うこと。
- 関税関連法令および所管当局が定める情報提供要件を満たすための各種**報告書を作成**できること。

上記を遵守することにより、下記詳細を明らかにできる：

- a) 一時輸入に係る各ペディメントを、呼応する輸出、再輸出または移転の各ペディメントと個別に**識別し、相互に照合**すること。
- b) 一時輸入貨物を、その類型ごとに**区分して**管理すること：資材、容器、機械類、機器、補修部品、金型等。
- c) 製造工程またはサービス提供工程における資産の適正な使用を証明するため、**会計報告および生産報告を統合**すること。
- d) 当局による監査が実施された際に検証が可能となるよう、**月次・年次の電子報告書の発行**。

附属書 24 (Anexo 24) システムにおける使用材料の情報モジュールは、企業および税務当局の双方が、特定期間において製造された製品数量とその生産に実際に使用された一時輸入貨物の消費数量とを関連付けることを可能とし、一時輸入ペディメントの引き落としと紐付けることを可能にする。

このように、IMMEX 企業 (RFE 制度の運用者を含む) は、当該一時輸入貨物が法定期限内に、再輸出または国外輸出された、もしくは移転または制度変更が行われたことについて、それぞれ呼応するペディメントの引き落としを通じて、税務・税関当局に対し証明しなければならない。同様に輸出される完成品の部品表 (BOM) において、当該製品の製造に必要とされた一時輸入原材料の数量を特定・明示するとともに、関連する各種情報と示すこととする。

附属書 24 (Anexo 24) C 項

上記に加え、RECE 企業（IVA・IEPS 認証）は、下記を遵守すること。

- 同附属書 24（Anexo 24）の A 項に定められた情報を、48 時間以内に受領すること。
- 残りの情報については、該当するペディメントの支払い時点までに受領すること。

下記目的を遵守するため、税関当局に対してオンラインアクセスを提供すること。

- 一時輸入貨物の在庫管理に関し、関税法、その施行規則および RGCE に定められたすべての規定を十分に遵守する。
- 一時輸入貨物の再輸出を立証し、再輸出を待つ貨物の管理を行うための手段を備える。
- 関税関連法令および所管当局が定める情報提供要件を満たすための各種報告書を作成する。
- 少なくとも A 項で示されたマスターカタログおよび各モジュールで構成されていなくてはならず、又、C 項に言及されるシステムにアクセスするための**ユーザー名とパスワード**を、各企業は自由書式による書面により各データベースごとに SAT /AGACE に提供すべきとする。

附属書 24（Anexo 24）システムをもって、IMMEX 企業および IVA・IEPS 認証企業（Anexo 30〔SCCCyG〕の適用対象企業）は SAT から付与された IVA 税額控除枠の消し込みおよび各種報告書作成に係る自動管理を、ANAM によるペディメント審査情報（*Datastage*）から取得されるデータとの整合性を確保して、行うことが可能となる。

3. 在庫と通関申告書(ペディメント)および各種レポートとの照合

附属書 24（Anexo 24）システムと自動税関統合システム（SAAI）²²に送信されたペディメントとの照合は、極めて重要な遵守義務である。当局は、実在庫、会計上在庫および通関上の在庫が相互に一致していること、ならびにプログラムに基づいた固定資産についても同様に整合していることを求めている。

²² 電子通関システム（SEA）の一部で、ANAM の NSA と同様である。

少なくとも6ヶ月に1回は、下記項目を確認する予防内部監査の実施が推奨される：

- 一時輸入 (IN) のペディメントについて、再輸出 (RT)、移転 (V1、V5) または区分変更 (F4) により該当する消し込みが行われていること。また、該当する場合には、CTM、廃棄証明書、正規化申告 (A3) のペディメント等が適切に添付されていること。
- バーチャルペディメントが適切に通関処理され、RGCE 規則 4.3.21 で求められる識別コードおよび注記が正しく付されていること。
- 輸出に係るサブマキラの報告書が、対応するペディメントと適切に紐づけられていること。

SAT は、対外貿易監査総局 (AGACE) を通じて、「招請状」の発出、書類調査、税務監査等、その検証権限を行使し、過去5年に遡る照合を要請することがある。

4. 年次取引報告書

対外貿易年次取引報告書 (Exterior : RAOCE) は、以下の期日に VUCEM²³ に提出しなければならない。

プログラム名	期日	未提出による停止処分	未提出の是正期限	プログラムの永久取消し
IMMEX	5月30日	6月1日より	8月最終営業日	9月より
PROSEC	4月30日	5月1日より	6月最終営業日	7月より
IMMEX 並びに PROSEC	PROSEC を有する IMMEX 企業は5月の最終営業日まで			

このように、企業は以下のいずれかの要件を満たすことにより IMMEX プログラムを維持することができる。

- 総売上高の少なくとも10%を輸出していること。
- 年間輸出額が50万米ドルを超えていること。

²³ RAOCE 提出のための VUCEM ユーザーマニュアルを参照のこと。

<https://www.ventanillaunica.gob.mx/vucem/Manualesa/SE/SE/RAnual/vucem017598.pdf>

当プログラムが認可された会計年度中は RAOCE の提出義務はない。また、直前の会計年度にプログラムの認可を受けた企業については、輸出要件の適用は免除されるが、当該会計年度分の報告書は提出しなければならない。

例：電子方式の年次報告書：

b. 輸出総額： \$120 /

a. 売上総額： \$1000

(b/a x 100): 輸出率は 12%

*もしくは 50 万米ドル、または同金額に相当するメキシコ・ペソ。

不履行があった場合、6月1日からプログラムは自動的に停止され、8月31日までに是正されない場合は最終的に取消しとなる。

5. IVA・IEPSに係る税額控除および保証勘定の管理

RGCE の附属書 30 (Anexo 30) は、税額控除・保証管理システム (SCCCyG) を規定している。本電子システムにおいて、IVA・IEPS 認証企業による一時輸入に伴い繰り延べられた IVA および IEPS に係る税額控除が、SAT により登録される。上記認証企業は、毎月 (20 日までに)、消込処理、再輸出、移転に関する情報を VUCEM にて送信し、自社の税額控除残高を更新しなければならない。これは IVA・IEPS 認証の停止または取消を回避するためである。

SCCCyG は、SAAI に申告されたペディメントおよび附属書 24 (Anexo 24) 在庫管理システムと直接連動している。そのため、いずれかの情報に不整合が生じた場合には、自動的に是正要求の発出、優遇措置の停止、さらには認証の取消および未納となっている繰延 IVA の徴収につながる可能性がある。

6. 当局による検証、監査、調査

権限を有する税務・税関当局、すなわち SE、SAT および ANAM、ならびに税務調整法 (Ley de Coordinación Fiscal) の枠組みに基づく一部の連邦自治体 (各州政府) は、納税者または対外貿易企業、通関業務企業の税務・通関コンプライアンスの履行状況を調査するため、各種の検証権限を行使することができる。具体的には、立入検査、書類調査、事業所調査 (簡易調査および詳細調査)、電子的調査等の手続が含まれ、さらに「招請状」

の送付が行われる場合もある。この観点からすると、既述の権限当局は、IMMEX プログラム、IVA・IEPS 認証に係る義務の継続的履行状況について検証権限を有していると言える。例えば、監督訪問、立入検査または確認検査等が実施されることがある。

SAT が実施する主な調査の例は以下の通りである：

- **書類調査：**当局は、SAT ポータルまたは VUCEM を通じて、関連書類、情報および電子証憑の提出を求める。これは一般に「机上調査」として知られ、当局が自らの事務所内において納税者の提出資料を検証する手続である。
- **立入検査：**SAT が企業の税務住所または事業所等へ赴き、貨物、在庫および生産工程の現地確認を行う手続である。当該調査においては、貨物の輸出入に関連する義務の履行状況、会計帳簿（データ、報告書、ペディメントとその添付書類を含む）の直接確認、納税申告書と納付証憑、非関税規制・制限措置（RyRNA）の遵守状況、対外貿易税その他の租税の適正な納付状況等が検証対象となる。また、外国由来の貨物が発見された場合には、当局はその適法な国内滞留と保有を証明する書類の提示を求める。
- **電子的調査：**納税者に対し、電子税務ポストを通じて通知がなされることにより開始される手続である。当局は暫定決議を通知し、納税者は当該通知日の翌日から起算して 15 営業日以内に、自己の権利に基づく主張を行い、指摘された不備を否認または是正するための情報および書類を提出し、もしくは未納と推定された租税および付帯金の納付を証明しなければならない。

経済省（SE）が規格に準拠し行使する主な権限には以下のようなものがある。

- **情報およびデータの要求：**プログラム認可企業に対し、関連情報の提出を求めることができる。例えば、輸出実績、売上高、在庫状況、固定資産、移転取引、一時輸入実績等に関するもの。
- **確認訪問および立入検査の実施：**企業の登録住所に現地訪問を行い、実際に事業活動が行われているかを確認することができる。プログラムに基づき一時輸入された貨物が、認可された区分に従って保管、処理または加工されているかを検証する、当該貨物の国外再輸出または輸出義務の履行を証明する書類の確認。
- **正規の義務履行や実務上の義務履行の分析：**IMMEX 企業が、年次報告、固定資産・在庫・制度に準拠した貨物移転・一時輸入貨物の再輸出の管理実施状況など義務事項を履行しているかの確認、ならびに税務上の所在地、法定代理人、資産、

経営パートナー等、の会社情報の変更が適時に経済省（SE）へ届け出られているかの確認を行う。

税務・税関当局は、電子的・デジタル監視体制を強化しており、ペディメント、インターネット電子税務証憑（CFDI）、在庫管理情報および附属書 30（Anexo 30）との自動クロスチェックを実施している。さらに、諸機関のデータベースとの照合や、第三者納税者に対する書類情報照合を通じた検証も行われている。

7. コンプライアンスと予防に関するベストプラクティス

プログラムの有効性を維持し制裁を未然に防止するためにも、IMMEX 企業は恒常的な内部統制およびコンプライアンス体制を構築するとともに、**ベストプラクティスおよびベンチマーキング**を導入する必要がある。主な取組事項は以下のとおりである。

- **方針および手続の策定**：十分に文書化され最新の状態に維持されていること。
- **電子ファイル**：各ペディメント、オペレーションに関する書類や情報の適切な統合と保存管理。
- **コンプライアンス管理フォルダ**：SE、SAT、ANAM による各種認可書およびその延長許可、法定手数料の納付証憑、プログラムの拡張手続、報告書の提出記録、通知書、電子メール、住所の登録・廃止に関する書類等を含めること。
- **コーポレート・ファイルの整備**：定款とその変更履歴、出資者・株主情報、法定代理人情報、納税コンプライアンスに関する肯定的意見書、RFC 登録情報の更新記録、各種契約書等の保管。
- **予防的内部監査の実施**：附属書 24（Anexo 24）、附属書 30（Anexo 30）の遵守状況、各種照合およびペディメントと *Datastage* 情報との整合性に関し月次で確認を行うこと。また、固定資産（機械設備・機器）に関する監査を実施すること。
- **固定資産の特定と識別**：通関書類に基づき適切に特定し識別するとともに、予防的、是正的措置を講じること。
- **デジタル・トレーサビリティ**：ERP、VUCEM、SAAI の各システム間において情報統合する。
- **取引の実体性の確保**：対外貿易や B/L（Carta porte）などの CFDI とその支払完了証明書、発注書、支払証憑、物理的移動を裏付ける証拠書類、バーチャル移転における貨物の入出庫記録等。
- 貿易およびサプライチェーン・セキュリティに関する**認証の取得**。

- オペレーション担当スタッフや税務担当者の**継続的な教育訓練**。
- **ペディメントの訂正を行うとともに、貨物の正規化手続**または、必要に応じて罰金の減額申請を実施すること。
- **防御手段または適宜な不服申立て**：行政当局に対する撤回請求、連邦行政裁判所に対する無効訴訟、庇護申請訴訟、さらには納税者擁護庁（PRODECON）における合意解決手続の活用等。

これらの方策は国際的なベストプラクティスの一環であり、国際的なコンプライアンス基準および日本型のリスク管理モデルにも整合するものである。

8. 「センシティブ」品目

センシティブ品目として IMMEX 政令別添 II、または RGCE²⁴ 附属書 28 (Anexo 28) に規定される（鉄鋼、アルミニウム、繊維、金属スクラップ等）ものについては、SE 貿易細則 3.3.6 および 3.3.7 に基づき、プログラム内容の拡張に係る認可が必要となる。したがって、当該品目を一時輸入する必要がある IMMEX 企業は、VUCEM 窓口を通じて登録申請を行わなければならない。センシティブ品目の輸入に係る許可決定の有効期間は **4 か月**であるため、SE 貿易細則 3.3.10、3.3.11 に基づき、継続して許可申請を行う必要がある。

さらに、IVA・IEPS 認証企業は、「**118/LA 一時輸入許可申請 (IMMEX 政令別添 II または RGCE 附属書 28 (Anexo 28)、もしくはその双方に掲げる貨物)**」の手続を行うことができる。当該申請様式に該当する品目は、**企業の主たる事業活動**と関連性を有していなければならない。

他方、「**62/LA 企業認証制度登録に関連する各種通知**」は、SAT/AGACE により当初認可された関税分類に新たな分類を追加する場合（センシティブ品目を含む）の要件を定めている。すなわち、登録内容に新規の関税分類を追加する必要がある場合には、新規貨

²⁴ RGCE 附属書 10 には、国内経済に対しセンシティブとみなされる特定品目の品目別業者登録が定められている。その登録は ANAM に申請する。

物の一時輸入を行う少なくとも 1 か月前までに当該通知を提出しなければならない。また、ANAM が提供する *Datastage* 情報に基づき事前確認することを推奨する。

鉄鋼製品の輸入自動通知

これは、確定輸入に適用される非関税措置であり、当局が対外貿易取引の記録を把握することを許し、輸入に先立ち貨物に関するより詳細な情報を取得することを目的とする制度である。輸入自動通知は、経済省（SE）が発行する制限的措置として具現化され、本制度の対象となる貨物の輸入に先立ち充足すべき行政上の事前要件である。その目的は、関税分類の適正性、貨物の品目記載内容、原産国または積出国、その他当該取引に関連する重要事項について、監視および追跡管理を行うことにある²⁵。

この意味で、鉄鋼製品に係る輸入自動通知²⁶の申請手続は、適時の取得のみならず適正な輸入実行のためにも十分な事前計画を要する。したがって、運用上ならびに規制上のリスクを軽減する観点から、国内調達または域内調達による代替の可能性についても検討することが望ましい。

9. 不遵守に対する制裁とその結果

IMMEX プログラム、IVA・IEPS 認証の不遵守に関連する主な事項について、以下に体系的に整理する。

IMMEX プログラム		
不履行／原因	結果／罰則	法的根拠
年次報告を提出しない、または所定の基準値を満たさない場合	プログラムの停止または取消	IMMEX 政令
税務上の所在地または登録済み事業所の所在地が有効に保たれていない	輸入者登録の停止、IMMEX 取消のリスク	連邦税法（CFF）、IMMEX 政令、関税法、RGCE

²⁵ 貿易法第 21 条

²⁶ SE 貿易細則 2.2.19、2.2.26、別添 Anexo 2.2.1 第 8 番、第 II 項、細則 2.2.2 第 7 番、第 II 項。

在庫管理（Anexo 24）、通関関連書類による管理を立証できない	追徴課税 + 仮差押え + 密輸の推定	CFF、関税法、RGCE
一時輸入貨物滞留期限超過	納税 + 遅延金・インフレ調整額 + 仮差押え	関税法、IMMEX 政令
プログラムで認可されていない活動の実施	IMMEX の停止又は取消	IMMEX 政令

IVA・IEPS 認証		
不遵守／原因	結果／罰則	法的根拠
Anexo 24 および／または Anexo 30 に従った在庫管理を維持していない	認証の停止または取消	RGCE、関税法、IVA 法、IEPS 法
再輸出（戻す）期限を遵守していない、又は輸出していない	繰延 IVA・IEPS 税の納付 + 遅延金 + 輸入者登録の停止 + 監査を通じての追徴課税	CFF、関税法、RGCE
継続的義務の不履行	認証の停止または取消	CFF、関税法、RGCE
各種届出・報告書を提出しない、または当局からの要請や立入検査に対応しない	認証の停止または取消	CFF、関税法、RGCE
登録住所が存在しない	認証および各種登録（padrones）の自動停止	CFF、関税法、RGCE
監査における情報の虚偽申告	永久取消処分 + 刑事責任が生じる可能性	CFF、関税法、RGCE

上記を補完する表を下記に示す。

その他良く見られる追加的な結果	
インパクト	内容
PROSEC、レグラ・オクターバ、場合によっては OEA に係る利点の喪失	停止措置は、企業の業務運営を事実上停止させる
輸入業者登録及び品目別業者登録の利用停止	不整合が解消されるまで、輸出入が行えなくなる
調査権限の行使開始（立入検査、電子調査）	仮差押え、罰金、または高額な追徴課税に発展する可能性がある
機械・機器の仮差押え	固定資産の使用停止
発生頻度は高くないものの、リスクとして存在するもの	
密輸罪、密輸の推定、又はそれに準ずる犯罪	重大犯罪と評価される場合には、実刑等が課される可能性がある

第 IV 章

バーチャルトランスファーと特別オペレーション

1. バーチャルトランスファーの主な特徴

バーチャルトランスファー（**バーチャル移転**）は、IMMEX 制度や通関業務の中でも最も複雑なオペレーションの一つに位置付けられる。本制度により、IMMEX 企業に加え完成車メーカー（IAT）、自動車製造業者（IMV）、さらには戦略的保税区域（RFE）の運営者は、法的擬制により貨物が国外・国内へ出入りしたとみなし、その物理的移動を伴うことなく一時輸入された貨物を他社へ移転することができる。

主な特徴は下記の通りである。

- 関税法上の法的擬制であり、行政上および税務上の簡素化措置である。
- 輸入申告書（ペディメント）、輸出申告書（ペディメント）によって裏付けられる（いわゆる「バーチャルペディメント」）。
- 両者は、参照申告書（ペディメント）番号、金額、数量、関税分類番号により紐づけられていなければならない。

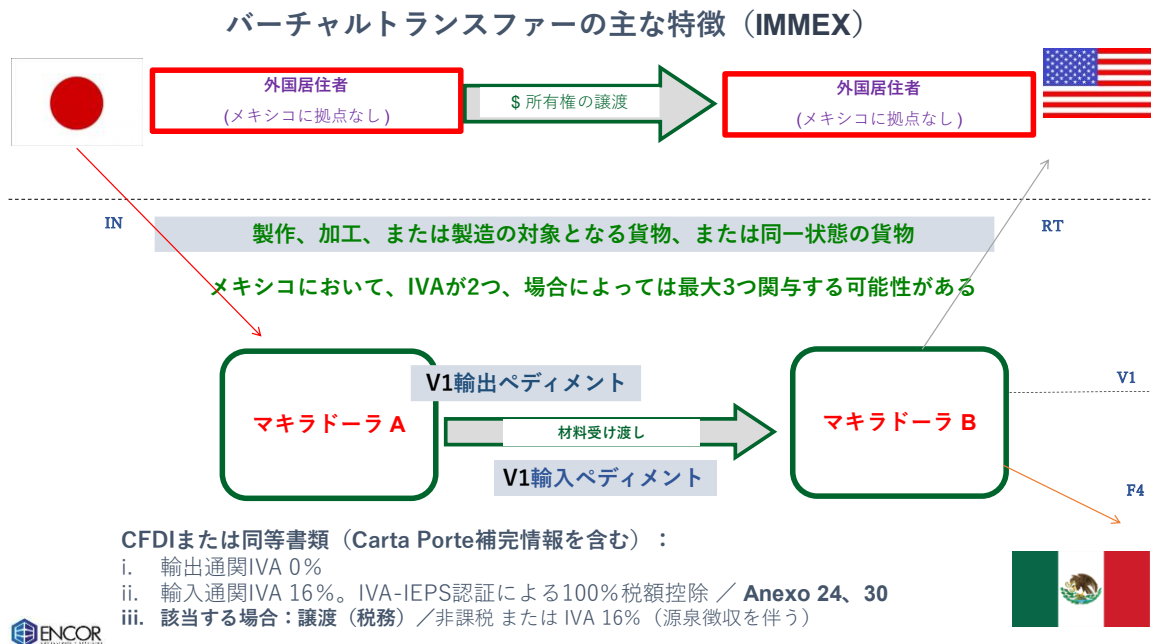
- 輸出入申告書（ペディメント）は完全に合致しなければならない。これは、経理上、在庫管理記録が「入庫」と「出庫」の効果を生むためである。
- メキシコ居住者である企業間、国内サプライヤー、または外国法人との間で、さらには恒久的施設を有しない外国法人間にて、譲渡を伴う・伴わない形で行われる移転オペレーションで使用される。
- 本オペレーションは対外貿易関連税の繰延と、輸出サプライチェーンに組み込まれた企業間における生産工程の継続を可能にする。
- 貨物は税関に持ち込まれず書類手続きのみが行われるため、通関申告書（ペディメント）は電子的にモジュール化され、これにより自動選定メカニズム（MSA）が起動する。
- 本オペレーションの実体性、貨物の物理的移動およびそのトレーサビリティを立証しなければならない。
- 週次または月次の一括通関申告（ペディメント）手続きを行うことができる。
- 当オペレーションは、IVA に関して特別規則の適用対象となる。また、バーチャル輸入において IVA・IEPS の 100%税額控除を適用し、キャッシュフロー流出を回避するためには、IVA・IEPS 認証の取得が必要となる。
- IVA 課税の発生に関して、3 つの法的行為が関与する場合がある： i) 輸入に係る IVA、ii) 輸出に係る IVA、iii) 販売譲渡に係る IVA（外国居住者への販売、または外国居住者からの購入）。

バーチャル移転の最大の利点は、IGI と IVA の納税繰延にある（なお、IVA については IVA・IEPS 認証の取得が前提となる）。貨物が IMMEX サプライチェーン内に留まっている限り、これらの税金は繰延状態に置かれる。実際の納税義務が発生するのは、当該貨物が国内市場向けに販売された場合に限られる。

移転された貨物が一時輸入から確定輸入へ変更される際に（ペディメントコード F4 または F5）、優遇関税の適用を受けるための要件（IGI の算定および納付）を定める RGCE 規則 1.6.7~1.6.10 の規定を満たすことが可能となる。

主な法的根拠は関税法第 108 条、第 112 条、ならびに RGCE 規則 4.3.21（関税手続きを規定）、5.2.4、5.2.5、5.2.6 である。従って有効なものとして認められ、税務上および通関上の効力が生じるためには、徹底した要件遵守が求められる。

次のイラストを参照のこと。



2. バーチャルトランスファーにおけるビジネスモデル

バーチャルトランスファー（V1）は、サプライチェーンにおいて高いオペレーション上の柔軟性を可能にする制度である。RGCE では以下のモデルが規定されている。

規則 5.2.4. 外国居住者への譲渡を伴う場合

輸出貨物の譲渡を伴う移転（バーチャルトランスファー）。 LIVA 第 9 条第 IX 項、第 29 条第 I 項の規定に基づき、各種プログラムに基づき認可された貨物の譲渡は、IVA 税率 0% の適用、または IVA 免税の輸出とみなされる。

- I. IMMEX 企業により一時輸入された貨物について、外国居住者同士間で行われ、当該貨物の実体的引き渡しが行われる譲渡。

II. IMMEX 企業により一時輸入された貨物が外国居住者に譲渡され、その実体的引き渡しはメキシコ国内で、他の IMMEX 企業、IAT、IMV、または保税倉庫を利用する自動車部品企業に向けて行われる場合。

規則 5.2.5. 輸出貨物の移転（譲渡を伴うか否かは問わない）

LIVA 第 29 条第 I 項および IMMEX 政令第 8 条により、以下の条件に則して行われる貨物の譲渡または移転については、輸出とみなされ IVA0% 税率が適用される。

- I. IMMEX により一時輸入された貨物を、譲渡を伴う・伴わない場合のいずれかで、他の IMMEX 企業または RFE（戦略的保税区域）事業者へ移転するケース。
- II. 国内サプライヤーが、外国居住者に対して行う貨物の譲渡で、当該貨物が国内産品または確定輸入貨物であり、その実体的引渡しはメキシコ国内にて、IMMEX プログラム保有企業または関税繰延制度を有する企業に向けて行われる場合。
- III. RFE 事業者が、外国貨物を、IMMEX プログラム保有企業、または IAT もしくは MVA 企業に対して譲渡し、当該貨物を保税倉庫へ搬入する場合。

これらのスキームの下では、「**国外での販売**」と推定され、当該取引はメキシコ国土外で成立する売買取引であり、外国居住者間で実行されるものである。そして対象貨物は、例えばマキラ制度（IMMEX）などの租税繰延制度の下で「委託」としてメキシコ国内に搬入されている状態である。この場合、売買契約自体は外国居住者間で締結されるが貨物は物理的にはメキシコ国内に存在している。その結果、この売買取引はメキシコにおける課税対象とはならず、例えば IVA の支払義務は生じない。もっとも、当該売買がメキシコ国内においてバーチャル移転ペディメントによって裏付けられる場合には、該当する対外貿易税の納付義務が生じる。

バーチャルオペレーションに基づき実行される商流モデルについては、以下の図表において整理することができる。

バーチャルトランスファーを伴うビジネスモデルの例	
バーチャル輸出	バーチャル輸入
IMMEX「A社」は、委託在庫として保有している当該貨物を、外国居住者から購入した IMMEX「B社」に引き渡す。	外国居住者から貨物を購入した IMMEX「B社」が、当該貨物を IMMEX「A社」から受け取る。

IMMEX プログラムを有しない国内供給者が、貨物を外国居住者に販売し、IMMEX「B社」に引き渡す。	IMMEX「B社」が、外国居住者の負担で国内供給者から委託として貨物を受け取る。
IMMEX「A社」は貨物を外国居住者に販売し、IMMEX「B社」に引き渡す。	IMMEX「B社」が、外国居住者である貨物の購入者の負担にて、貨物を委託として受け取る。
IMMEX「A社」が、貨物の取得者であるIMMEX「B社」に対して、当該貨物を販売し引き渡す。	IMMEX「B社」は、IMMEX「A社」から購入した当該貨物を受領する。
IMMEX「A社」（貨物の委託）が、譲渡を伴わず当該貨物をIMMEX「B社」へ移転する。	IMMEX「B社」（貨物の委託）は譲渡を伴わず、IMMEX「A社」から当該貨物を受領する。
IMMEX「A社」（貨物の委託）が、外国居住者間で売買の対象となっている貨物を、IMMEX「B社」に引き渡す。	IMMEX「B社」（貨物の委託）は、外国居住者間の売買対象となっている貨物を、IMMEX「A社」から受領する。

4. V5 通関申告書（ペディメント）を用いるバーチャルオペレーションと外国居住者

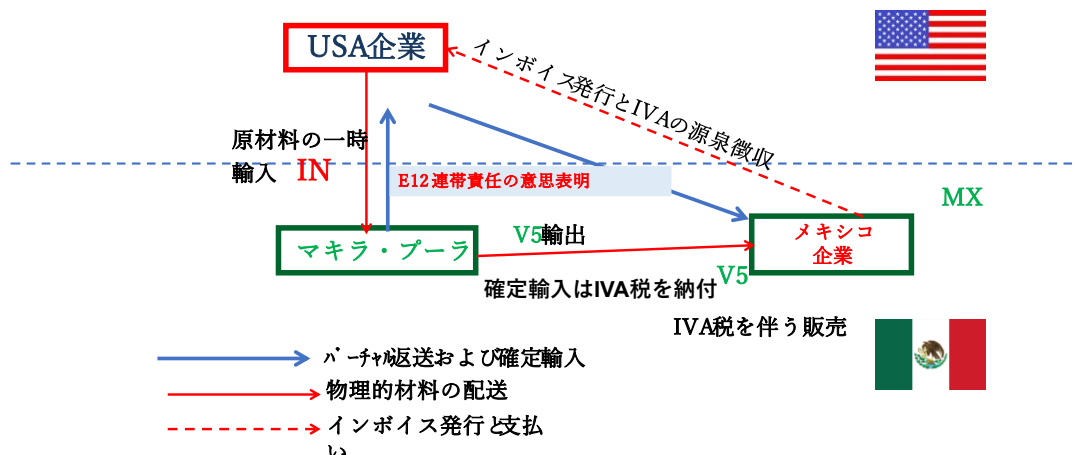
本オペレーションは特筆に値する。ペディメント区分「V5」は、IMMEX プログラム（マキラドーラ・プーラ）を有し、かつ OEA 認証を取得している企業が、一時輸入した貨物をメキシコ国内の企業へバーチャル移転する場合に使用される。当該国内企業は、その貨物を外国居住者から取得して確定輸入する。本取引は通関上の法的擬制に基づくものであり、「国外への返送（輸出）」と確定輸入が行われたものとみなされる。しかし、すべては国内で書類上の処理が施されるのみである。

これらのオペレーションについて、トレッホ博士（Dr. Trejo）は、この税務概念が関与するすべての法的効果を伴う真正の「**輸入品の買取**」であると位置付けている。そして、その実行はバーチャル移転を通じて行われる。以下の図表により、本スキームの構造をより明確に理解することができる。

「V5」取引

RGCE 2023版: 7.3.3.XIII
認定事業者 (OEA)

販売はメキシコにおける恒久的施設を構成しない



バーチャルペディメントV5はOEA (RECE) およびG9 RFE企業専用



役割	企業	区分
1. 移転元 (マキラプーラ/バーチャル輸出者)	マキラプーラ/バー OEA 認証を有する IMMEX 企業 (貨物は一時輸入状態にある)	V5 ペディメント (バーチャル返送/輸出)
2. 受入側 (バーチャル輸入者)	メキシコ国内居住企業 (IMMEX 保有企業である場合と、そうでない場合がある)	V5 ペディメント (確定輸入)

行為	販売に係る IVA	注記
A. 確定輸入	<ul style="list-style-type: none"> バーチャルオペレーションには、外国居住者から輸入者 (購入者) への売買取引が付随している。 輸入者は、外国居住者に対する当該譲渡取引に係る IVA を源泉徴収し、これを SAT へ納付することができる。 SAT に対して責任を負う。 源泉徴収された IVA は、税額控除の対象となる。²⁷ 	輸入 IVA (16%) が課されるとともに、輸出 IVA (0%) が適用される。

²⁷ IMMEX 企業に対する税制優遇措置を定める政令 (2013 年 12 月 26 日付連邦政府官報 (DOF) 公布) 第 3 条は、メキシコ国内に恒久的施設を有しない外国居住者が、IMMEX 企業、または完成車メーカー (IAT) もしくは自動車製造業者 (IMV) (保税蔵置) に対して財の譲渡を行う場合について規定している。当該取引において発生し、かつ源泉徴収された IVA は、取得者 (購入企業) により、当該取引に係る源泉徴収税額の月次申告における納付額と相殺する形で税額控除することが認められる。この場合、付加

行為	販売に係る IVA	注記
B. 外国居住者からメキシコ国内居住企業への譲渡	SAT は当売買について IVA (16%) が課税されるとの立場をとっている。	LIVA 法第 1 条第 IV 項、第 1-A 条第 III 項、第 10 条。
C. IMMEX 企業 (マキラドーラプーラ) による輸出	移転を行う IMMEX 企業は、様式 E12 を通じて SAT に対し連帯責任を負うものとする。	RGCE 規則 7.3.3 第 XIII 項 (行政判断基準)、連邦税務法典 (CFF) 第 26 条第 VIII 項

SAT (1/LA/NV と 1/IVA/NV) による行政基準によると、外国居住者が、V5 ペディメント (V1 ペディメントも含む) を用いてメキシコ国内で貨物譲渡を行う場合、たとえ代金の支払が外国で行われたとしても、当該取引は「メキシコ国内における譲渡」に更新されたと想定される²⁸。

以下の表は、本スキームにおける IVA の税務効果を整理したものである。

リスク	法的根拠
IVA ²⁹ 二重課税の判定 (譲渡時 + 輸入時)	SAT の 1/LA/NV、1/IVA/NV に基づく判定基準
IVA を二重に納税しない場合の IMMEX プログラムの停止または取消し。	IMMEX 政令第 27 条
通関手続を適正に履行しない場合、外国サプライヤーに恒久的施設が認定されるリスクがある。	最近の税務当局の判断傾向
SAT による課税決定。	検査または監査

上記に加え、このようなケースで外国居住者は以下の場合には恒久的施設を持たない。

- 当該取引が、シェルター型 IMMEX プログラムの庇護下で実施される。
- 譲渡が、V5 または G9 ペディメントにより文書化されている。
- 譲渡に係る IVA が、受取企業によって源泉徴収されている。

価値税法 (LIVA) 第 5 条第 IV 項の規定は適用されない。なお、関連規定として、2025 年一般租税細則 (RMF 2025) 第 2.7.1.14 規則「外国居住者が発行する証憑の要件」も参照すること。

²⁸ 現在、譲渡に係る IVA の二重課税とその源泉徴収に関する問題については、複数の連邦裁判所ならびに最高裁判所において係争中である。最高裁判決矛盾判例第 8/2025 号。

²⁹ 複数の主体者はこのようなオペレーションは輸出による出国と輸入による入国というメキシコの税関領域での法的擬制における完全な効果を発揮していると考えられる。なぜならこの利点が創設された時に真の「輸入による購入」という特性が付与されたからだ。従って、IVA 法第 1-A 条第二段の定めるところにより譲渡時に IVA の支払いや源泉徴収は発生しない。

国外所在貨物の販売に係る IVA 非課税

本件はバーチャルオペレーションとは直接的な関連を有するものではないが、メキシコ国内居住企業によって譲渡が行われるが当該貨物は国外に所在している場合の譲渡や販売という行為について明らかにするべく、本件を扱うことは重要であろう。

付加価値税（Impuesto al Valor Agregado：IVA、英語では Value Added Tax：VAT）は、消費に対して課される間接税であり、次のような取引類型に対して課税される。**(i) 物品の販売、(ii) サービスの提供、(iii) 財・物品の賃貸、(iv) 物品またはサービスの輸入。**

さらに、同一の貨物または財に関して、異なる行為および異なる時点において、IVA の適用要件の一つまたは複数に該当する可能性がある。この状況は納税者にとって制度理解を困難にするものである。特に問題となるのは、**貨物が国外に所在しその引渡しも国外で行われ、かつメキシコへ輸入されない場合**において、当該売買取引に IVA がメキシコで発生するかという点である。しかしながら、売主がメキシコ国内居住者で、場合によっては買主も国内居住者であることもあり得る。

この点について、まず確認すべきは当該貨物が物理的に国外に所在しているかである。その場合、かかる販売行為はメキシコにおける IVA の課税対象とはならず、すなわち本税の「取引対象外」に該当するため、IVA の納付義務は発生しない。この解釈の法的根拠は、IVA 法第 4-A 条と第 10 条に求めることができる。以下にその条文を示す。

「第 4-A 条.- 本法の適用上、取引対象外の行為または活動とは、本法第 10 条、第 16 条、第 21 条に基づき、納税者が国内領域内で行わない行為、ならびに本法第 1 条に定める行為以外で国内においてなされる行為をいう。ここに述べる状況において、納税者は収入または対価を得ているがその取得のために支出もしくは投資をしている。その過程で、納税者には付加価値税の転嫁があった、または輸入に際してその者は付加価値税を支払っている。（…）

前述を補足すると、譲渡行為がメキシコ国土外で成立した時点で、メキシコ居住の売主は IVA の納付義務を負わない。この点は、IVA 法第 1 条第 I 項の文理解釈（反対解釈ならびに同法第 4-A 条と第 10 条の相互関連付け、整合的解釈を通じて）から明確に導かれる。

したがって、前述の売買取引では、物品あるいは貨物が国外に所在する状態で購入され、譲渡または処分され、メキシコへ輸入されないことから、IVA の発生および納付義務は下記の理由により生じないと解される。すなわち、当該貨物の取得は国外において行われ、その後、同一の貨物が国外において最終顧客へ販売・引渡され、貨物の物理的な引渡しも外国つまりメキシコ国外で実施される。すなわち、譲渡主はメキシコ国内において貨物の物理的引渡しを行っておらず、貨物は購入者に届けられるまでいかなる時点においてもメキシコ国内領域に存在しない。

5. 移転取引のオペレーション手続

V1 バーチャルトランスファー（移転）を正しく実行するためには、以下の要件を満たす必要がある。

- 両当事者企業は、有効な IMMEX プログラムを保有していること、かつ連邦納税者登録（RFC）が有効であること。
- 移転元企業は、ANAM の自動通関統合システム（SAAI）において、バーチャル輸出ペディメントを作成する。
- 受入側企業は、相手方のペディメント番号と紐付けてバーチャル輸入ペディメントを提出する。
- 移転が実施された当日に、一時輸入ペディメントを SAAI へ送信し当該ペディメントの納付を行う。また、返送（再輸出）を裏付けるペディメントについては、貨物が移転された日の翌日までに申告することとする。
- 正しく記載された CFDI または通関用インボイスを保管しておく必要がある。
- オペレーションの実体性およびトレーサビリティを証明するため、電子商取引ファイルを完全かつ正確に整備しなくてはならない。

バーチャルペディメントの総合備考欄には、実施されたオペレーションの類型に応じた法的根拠を明記することが望ましい。例として：

「本オペレーションは、関税法第 112 条、付加価値税法第 29 条第 I 項、IMMEX 政令第 8 条、ならびに現行一般貿易細則（RGCE）3.1.8、4.3.21、5.2.4 第 II 項、5.2.6 に基づき実施したものである。輸出ペディメント XX XXXX XXXXXX（番号を全て記載）。輸入ペディメント XX XXXX XXXXXX（番号を全て記載）」。

貨物移転を裏付けるペディメントが所定期限内に送信および納付されなかった場合であっても、一定の条件を満たす限り、下記の要件を満たす限り期限後に送信し納付することができる。i) 移転が実行された月の翌月から起算して 6 か月以内に送信・納付を行うこと。ただしこの 6 か月間に移転対象貨物に適用される一時輸入の期限を超えない場合に限る。ii) 期限後申告に係る罰金を納付すること³⁰。

本手続の遵守状況は税務当局および税関当局による確認の対象となる。

6. 通関上・税務上のインボイス発行

バーチャルオペレーションにおいては、各当事者の商業上・税務上・通関上の役割を明確に特定する必要がある、これらはペディメントおよび通関用または商業用インボイスに記載することができる。また CFDI の *Traslado* (移動) または *Ingreso* (収入) の項目を適切に使用し、該当する支払完了証明書、貿易、B/L (*Carta Porte*) 等を用いることが推奨される。

当該オペレーションに関与する当事者は、取引内容に応じてペディメントおよび／またはインボイスにおいて、以下のとおり識別表示することができる：

- **輸出者／輸入者**：それぞれのペディメントにおいて、これらの資格を有する者。
- **サプライヤー／顧客**：貨物を引き渡す者、受け取る者。
- **所有者／取得者**：貨物の権利者である外国居住者または国内居住者。
- **売主／買主**：貨物を売却する者、購入する者。
- **受取人／受託者**：IMMEX 企業または貨物を受領する企業。

上に述べる資格のいくつかは、同一の者（企業）が複数を兼ねる場合がある。例えば、外国居住者が売主となる一方で、IMMEX 企業が輸入者、買主、顧客、貨物の受取人となるなどである。

7. 輸出向け委託加工又はサブマキラ

³⁰ 関税法第 185 条第 I 項に規定されている。

IMMEX 政令においては、次のとおり定義されている³¹。「輸出向け下請製造またはサブマキラオペレーションとは、プログラム保有企業の製造オペレーションに直接関連する工業プロセスまたはサービス工程を、当該プログラムの名義人とは異なる者が実行するものをいう。」 IMMEX プログラム保有企業が自社の製造工程を補完するために第三者（IMMEX 非保有企業）を登録し、輸出を目的としてメキシコ国内でサービス又は製造ラインを組み込むことを税法上認める制度であることから、IVA 税率 0%³²が適用される。

実務上の理解としては、下請製造（サブマニュファクチャリング）とは、完成品の生産または製造を指し、サブマキラとは、製品の製造工程の一部を構成する加工または作業工程を指すものと解される。いずれも、IMMEX プログラムの有資格企業の下で承認された第三者が実施する。

IMMEX プログラム保有企業の下で**サブマキラ登録**を取得し、これらのサービスの請求において IVA 税率 0%の適用を受けるためには、関係企業が VUCEM 窓口を通じて、一定の要件を満たさなくてはならず、以下の通りである。

- サブマキラ業者による連帯責任レター（71/LA 通達）
- サブマキラ月次通知の提出（71/LA 通達、RGCE 規則 4.3.7.）。
- 59/LA 通知：IMMEX プログラム保有企業から、下請製造を実施するために登録された第三者への貨物移送通知、ならびに当該サービスが実施される施設における貨物滞留期間の延長申請。
- B10 通知：IMMEX プログラム企業、RFE または OEA 認証企業による貨物移送通知 — 材料、機械、機器については、6 か月ごとの滞留期間延長通知（RGCE 規則 4.3.6.）。
- 下請製造またはサブマキラオペレーションに係る輸出報告書、または対外貿易オペレーション年次報告書の提出（RGCE 規則 5.2.8、IMMEX 政令第 25 条）。

8. 移転貨物証明書（CTM）³³

³¹第 2 条第 IV 項

³² IVA 法第 2-A 条第 IV 項、同法第 29 条第 IV 項 b)号、関税法第 112 条下から 2 段落目、関税法施行規則第 169 条、IMMEX 政令第 21 条

³³ RGCE 規則 4.3.11~4.3.18.

これは、保税倉庫制度の下で ANAM によって認可された自動車完成車産業（IAT）企業、または自動車製造業（IMV）企業によって発行される書類である。これは自動車部品のサプライヤー企業から、資材・原材料・部品・構成部品または完成品を移転により受領したこと、当該サプライヤー企業はこれらの貨物を事前に一時輸入し各社の IMMEX プログラムの枠組みの下で付加価値を付与していることを証明するものである。これら貨物の移転は、「自動車部品メーカー」であるサプライヤーがインボイスまたは CFDI を発行し、国内における譲渡として実行される。

当該様式は、RGCE 別添 1（Anexo 1）に組み込まれている。CTM は、以下の 3 つから成り、必要に応じ申告しなくてはならない。

- A. 国内市場向けの部品および構成部品。
- B. 輸出向けの部品および構成部品。
- C. 米国、カナダ、欧州向け輸出を目的とする部品および構成部品。

移転される部品および構成部品は、IAT 企業または IMV 企業が行う車両の組立・製造工程に組み込まれることを目的としている。CTM は遅くと各月の最終営業日までにサプライヤー企業へ送付しなければならない。

第 V 章

IVA・IEPS 保税認定

1. (IVA・IEPS) 保税認定の性質および目的

IVA・IEPS 認定は、税務行政庁（SAT/AGACE）が管轄する税務・通関の便宜を図る手段である。IMMEX 企業ならびに同様の制度（例：RFE、IAT、IMV）の企業は、物品（貨物）の一時輸入時に発生する IVA・IEPS について 100%の税額控除（クレジット）を取得するため、当該税の即時納付を回避し企業のキャッシュフロー改善につながる。というのも、一時輸入においても確定輸入と同様に輸入 IVA は発生するからだ。

本制度は、IVA 法第 28-A 条第 1 段落、IEPS 法第 15-A 条第 1 段落に基づき創設されたスキームで、RGCE 第 7 章において具体的に規定されている。

2. 認定区分

IVA・IEPS 認証には、A、AA、AAA の3つの区分が設けられており、それぞれの有効期間は下表のとおりである。なお、AA および AAA 区分は、更新時においても最初の有効期限と同じ期間で更新されると誤解しているが、そうではなく、すべての区分において更新後の有効期間は1年である。

区分と有効期限			
区分	初回申請有効期限	通知による自動更新	注記
A	1年	適用なし	有効期間は1年のみ付与される
AA	2年	1年間有効で更新可能 (2年間の付与はない)	当初の2年の有効期間は維持されず、1年間有効へと短縮される。
AAA	3年	1年間有効で更新可能 (3年間の付与はない)	AAと同様に、当初の3年間の有効期間経過後は、更新時は有効期限が1年のみ付与される。

IVA・IEPS 認証を取得するにあたり、企業認証制度登録（RECE）の過程で当局が当該認証要件および義務の履行状況を確認するため、初回の立入検査を実施することがある。同様に、SAT/AGACE は、企業が取消手続の対象となっていない場合に限り、又、更新申請が RGCE 附属書 2 に規定される手続様式 61/LA「**企業認証制度登録申請および更新通知**」に従い、有効期限満了日の 30 日前以内に提出されている場合には、該当する区分における IVA・IEPS 認証を更新できる。尚、申請にあたっては、現行の要件および義務を遵守している旨を、宣誓のもとで宣言する必要がある。

本規則第 1 段落に規定する通知の受領確認日の翌営業日に、当該登録は更新されたものとみなされる。また、その有効期間は、直前の有効期間が満了した日の翌日から起算される。SAT が RECE（企業認証制度登録）における IVA・IEPS 認証の登録申請について決定を下す最長期間は 60 営業日とされている。もっとも、審査過程において補正要求が発出される場合があり、申請者は 15 日以内に回答しなければならない。そこから新たに先の期間が開始され当該決議が発行されることもある。更新手続は、所定の通知を提出することにより、自動的に行われる。

更新申請が前段の規定に従い適時かつ適切な形で提出されなかった場合、当該申請は「未提出」とみなされ、その結果、登録は更新されない。しかしながら再度 RECE の取得を希望する場合には、所定の手続様式 61/LA に基づき、当該申請を行うことができる。

3. 保証金 (fianza) 又は信用状 (carta de crédito) による IVA・IEPS 税額控除の保証

法令上³⁴、IVA および／または IEPS については、保証保険 (fianza) または信用状 (carta de crédito) の提供により当該税額を担保することも認められている。

納税者は SAT/AGACE に対し、VUCEM 窓口を通じて、個別保証またはリボルビング保証を提供し、その受理を申請することができる。保証形態は、保証保険または信用状とし、有効期間は 30 か月、連邦財務公庫 (TESOFE) を受益者として設定されるものであり、RGCE 附属書 2 に規定される手続様式 63/LA 「IVA・IEPS に係る保証の受理、更新、拡張、増額または取消申請」に従い手続を行う。

4. IMMEX 企業における操業開始前期間³⁵

初めて IMMEX プログラムを取得した企業で、かつ操業前の期間である企業で認証申請日から遡って 12 か月以内に操業前期間として一度限り、固定資産の一時輸入に限って、又示される要件を然るべく遵守し登録申請を行うことができる。この登録の有効期間は最長 6 か月で一度に限り、追加で 3 か月間の延長が可能である。当該企業は、登録の有効期限満了日の 5 日前までに、SAT/AGACE に対し自由形式書面により延長申請を提出しなければならない。当該登録は満了日の翌日から延長されたものとみなされる。IMMEX プログラムに基づくオペレーション、または各プログラム形態に則した工業プロセスを実行するために必要なインフラを整備した後、企業は自由形式書面により、これを AGACE へ通知しなければならない。これを受けて、当局は立入検査を実施し、検査結果が良好である場合には、一時輸入された固定資産に係る附属書 30 (Anexo 30) の残高は、自動的に付与された確定登録へと移転される。

5. 保稅認定取得要件

³⁴ RGCE 第 7.4 章

³⁵ RGCE 7.1.2.第 A 項第 V 号

初回登録または更新を申請する場合には、IVA・IEPS形態に対応した**手続様式 61/LA**に従い、所定の申請を提出しなくてはならない。IMMEX 企業は申請にあたり、以下の要件と条件を満たしていることを証明しなければならない（主要な要件を抜粋）³⁶。

- 企業（法人又は個人）はメキシコ法に基づき設立されていること。
- 税務および通関義務の履行が遅延なく行われていること。
- 生産工程またはサービス提供を行うための人員をメキシコ社会保険庁（IMSS）に登録していること。また、労使社会保険料の支払義務を履行し、従業員の所得税（ISR）を源泉徴収・納付していること。
- SAT が公表する、偽装取引または架空取引を行った企業リストに掲載されていないこと³⁷。
- IMMEX プログラムに関連する活動を行うすべての事業所、ならびに経済活動、貿易活動に使用するすべての所在地が SAT に登録されていること。
- 登録を申請する通関制度に直接または間接的に関与する、国外の顧客および供給者がいること。
- 生産工程またはサービス提供が行われる不動産について、適法な使用权または占有権を有していること。また、その契約期間は少なくとも 1 年の確定期間（強制期間）であること。
- RGCE の附属書 24（Anexo 24）と同規則 C 項に基づき、在庫管理を実施していること。
- 電子媒体により会計を管理し、毎月 SAT ポータルを通じて提出していること。
- 出資者または株主、所有権処分行為の権限を有する法定代理人、および経営管理役員会などの構成員が、各人の税務上の義務を果たしていること。
- 手続きに該当する法定手数料を支払うこと³⁸。
- IMSS に少なくとも 10 名の従業員を登録していること、ならびに労使双方負担の社会保険料を全額納付していること。
- メキシコ国内において投資を行っていることを証明すること。

³⁶ RGCE 規則 7.1.1.、7.1.2.、7.1.3.。IMMEX 政令第 6 条

³⁷ 連邦税法典（CFF）第 69 条、第 69-B 条第 4 段落または第 9 段落

³⁸ 連邦手数料法第 40 条 m) 号

- 自社のサプライヤーが SAT により公表されている（偽装取引又は架空取引）企業リストに掲載されていないこと³⁹。
- 過去に RECE に登録し IVA・IEPS 認証の形態を取得していた場合には、附属書 30（Anexo 30）に関連する義務を適正に履行していること。

さらに、

- 工業プロセスまたはサービス内容に従い、IMMEX プログラムの運営を行うために必要なインフラを備えていること。
- マキラ契約、売買契約、発注書、サービス契約、または確定注文書を有し、それにより輸出プロジェクトの継続性を証明できること。
- 直近 12 か月間において、IMMEX プログラムに基づき一時輸入した貨物について、その一時輸入総額のうち少なくとも 60%（センシティブ品目の場合は 80%）以上を再輸出していること。
- プログラムの形態に従い、生産工程またはサービス提供に関連する活動内容を詳細に記載すること。
- 在庫管理システム（「附属書 24 Anexo 24」）および SCCCyG（「附属書 30 Anexo 30」）が完全に稼働していること。
- 税務上の住所および工場が稼働していて、納税者登録（RFC）にて確認済されていること。

この手続はデジタル窓口（VUCEM）にて実施する。

6. 保税認定のメリット⁴⁰

IVA・IEPS 認証を取得した企業は区分（A、AA または AAA）を問わず、以下のような利点を享受する。

- IMMEX プログラム（または同様の関税繰延制度）に基づく一時輸入において、**IVA および IEPS の納付に関し 100%の税額控除**が認められる。これは本認証制度

³⁹ 連邦税法典（CFE）第 69-B 条第 4 段落の規定に基づく。

⁴⁰ RGCE 7.3.1.

における最も重要な利点である。この適用を受けるためには、一時輸入ペディメント（バーチャル輸入を含む）において、総合レベルで識別子「**CI-IVA・IEPS 認証**」を記載し、区分 A、AA または AAA 補足コードを付すとともに、**支払方法**としてそれぞれ「**21-IVA・IEPS クレジット**⁴¹」を示す必要がある。これは RGCE 附属書 22 の付録 8 および付録 13 の規定に従う。

- 電気・電子分野、自動車部品分野および航空機分野の製品を製造する IMMEX 企業、ならびに IAT または MVA 企業は、当該貨物を「**共同通関手続（despacho conjunto）**⁴²」の対象とすることができる。
- サービス IMMEX 企業は、自動車部品産業企業から移転を受けた一時輸入部品・構成部材について、それらを IAT または MVA へ譲渡するために、一時輸入から確定輸入への形態変更を行うことができる。
- IMMEX プログラムに基づきレジャー用、ならびにスポーツ用船舶（ボート、ヨット等）を製造する企業は一時輸入を目的として、当該貨物をメキシコ国内で外国人または国内外に居住するメキシコ人に引き渡すことができる。

7. (IVA・IEPS) 保税認定に伴う義務

認証を取得した企業は、登録を有効に維持するため継続的かつ恒常的なコンプライアンス体制を維持しなければならない。主な義務として以下の事項が挙げられる。⁴³

- 付与された形態と区分に基づき、RECE に定められた要件を恒常的に遵守すること。
- 税務および通関義務の履行状況を恒常的に適正な状態に維持していること。
- 附属書 24 (Anexo 24) に基づく在庫管理システムを常に最新の状態に維持し、遠隔アクセスを提供すること (C 項)。
- 輸入、再輸出 (返送)、移転に関するオペレーションを毎月 SAT へ報告すること (SCCCyG – 附属書 30 (Anexo 30))。
- 認証に関連する各種通知を適時に提出すること。(例：会社情報の変更、合併・分割、新規工程、関税分類番号の追加、所在地、不動産の合法的使用権の変更等)

⁴¹ 保証保険または信用状による承認を受けている場合には、「22-IVA・IEPS 保証」となる。

⁴² 本制度は、メキシコおよび米国の両国における税関当局の連携および協力に基づき、単一の税関施設内で業務を実施する仕組みを指す。すなわち、両国の税関当局が同一の物理的空間において設備および施設を共有し、両国それぞれの税関領域に出入りする貨物、人、輸送手段の通行について、共同で管理・監督・検査を行うことを目的とするものである。

⁴³ RGCE 7.2.1.、7.1.2.、7.1.3.

- IMSS に対する労使社会保険料の支払義務を遅滞なく履行していること。
- 認証が付与された活動を遂行するために必要なインフラを常時備えていること。
- IMMEX 政令附属 II (Anexo II) に定める「センシティブ」関税分類番号について、承認を申請すること。
- 自社の IMMEX プログラムの形態に対応する製品またはサービスを実際に生産・提供していること。
- 当局の確認訪問に対応すること。
- 有効期限満了前に認証を更新し、すべての義務を全面的に履行していることを証明すること。

8. 信用残高および保証管理「附属書 Anexo 30」

すでに示した通り、RGCE の附属書 30 (Anexo 30) は IVA・IEPS 認証に係る SCCCyG (信用残高・保証管理システム) を規定している。SAT がそのポータルサイトで本電子税務システムを用いており、IVA・IEPS の支払い繰り延べと引き落としから生じるクレジットを登録するために使用される。一時輸入が行われるたびにクレジット残高は増加し、再輸出または移転により引き落としが行われ、その残高は減少する。⁴⁴

その目的は、税務上のトレーサビリティを確保し IVA の非納税という利点を適正利用することを保証するものである。従って更新義務を果たさない場合、以下の結果を招く可能性がある。

- SAT による自動的な調査要求。
- 認証の一時停止。
- 重大な不履行の場合、登録の取消および繰延べられていた IVA の遡及納付。
- 課税の決定および賦課 (未納税額、罰金、延滞更新額、延滞加算金等)。

9. 当局の監視・監督

違反歴のない企業は更新を受けることができる (AA と AAA 区分は自動更新)。ただし更新手続の過程において、SAT/AGACE は包括的なコンプライアンス監査を実施し、書類

⁴⁴ RGCE 附属書 30、SAT「SCCCyG 技術ガイド 2025」

審査、現地査察、附属書 24 (Anexo 24) ならびに附属書 30 (Anexo 30) との照合確認を行う。

管轄当局は認証の付与または更新を行う前に、企業のコンプライアンス水準およびトレーサビリティ体制を評価する。そのため当局は当該業務が行われている所在地あるいは事業所等にて、いつでも立入検査を実施することができる。不履行があった場合、当局は登録を停止しさらには取消すことができるほか、未納となっている IVA の支払いを、更新額および延滞金を加算したうえで求め、又、罰金を科すことができる。

10. 制裁と登録取消

IVA・IEPS 形態における登録の取消および停止事由は、RGCE 規則 7.2.4 に規定されている。主な事由として以下が挙げられる。

A. 一般的な事由：

- 是正要求を発生させた不整合について、適切に反証しない。
- 義務付けられている各種届出を提出しない。
- 遵守状況の監督検査、または税務当局による調査権限の行使において、会社の活動を実施するために必要なインフラを備えていることを証明できない。
- 在庫管理システム（附属書 Anexo 24）自動管理運用していない。
- 改ざんまたは虚偽の書類や情報、虚偽のデータをもって提示した、又は申告した。
- 事前の許可を取得せずに「センシティブ品目」の一時輸入が行われたことが判明した場合、または当該輸入品が製造工程に対応していない、あるいは完成品がプログラムと整合していない。
- ペディメント、CFDI または同等の書類に記載された、国内外のサプライヤー、または製造者、受取人もしくは購入者の名称または住所など、要は提供されている情報が、虚偽、実在しない、または所在不明であると認定された。

B. 加えて次のいずれかの理由に該当する場合。

- IMMEX プログラムの永久取消による場合。
- 一時輸入された貨物について、認可された期限内に外国への再輸出、他社への移転、または他の関税区分への変更が行われたことを立証できない場合。

- 当局が、当該プログラムに基づき一時輸入された貨物が承認された所在地に存在しないことを確認した場合。
- 輸入者登録（パドロン）、特定品目輸入者登録、特定品目輸出者登録における停止手続が終了した後、当該各登録（パドロン）の確定停止処分が通知された場合。
- 初回検査または遵守状況の監督検査、もしくは税務当局による調査権限の行使の結果、当該企業の事業所または営業所において IMMEX プログラムの運営に必要なインフラを備えていないことが確認された場合。
- 当該制度に基づく製造工程またはサービス提供を適切に履行していない場合、または SAT に申告した国内投資を行っていない場合。

11. コンプライアンスのグッドプラクティス

認証を維持し制裁を回避するためには、以下の実務対応が推奨される。

- IMMEX、IVA・IEPS 認証に関する社内コンプライアンス委員会を設置している。
- ペディメント、CFDI、附属書 24 (Anexo 24) と附属書 30 (Anexo 30) の報告書を含む電子／デジタルファイルを毎月整備している。
- 半年ごとに予防的監査を実施している。
- *Datastage* と附属書 24 (Anexo 24) ・附属書 30 (Anexo 30) との自動照合を実施している。
- 通関、税務業務に携わる従業員教育を実施している。
- 税務行政庁 (SAT) ならびに経済省 (SE) に対し、生産工程をマニュアルで更新している。
- 更新申請および各種届出を適宜に提出している。
- 税関当局および対外貿易当局との継続的なコミュニケーションを維持するとともに、コンプライアンス順守状況を示す書類・資料等が保管してある。

IVA・IEPS 認証は、IMMEX 企業をグローバル・サプライチェーンにおける信頼性の高い事業主体として位置付けるものである。したがって、本認証は単なる税制上の利点にとどまらず、メキシコにおける企業競争力を維持する上で不可欠なコンプライアンスやトレーサビリティを重んじる企業文化を意味する。これを維持するには、税務部門、通関部門、オペレーション部門が連携し、プロアクティブでデジタル化された管理体制が求められる。

こうして、制度上の利点を適正に活用するとともに、IMMEX 制度および IVA・IEPS 認証の枠組みにおける継続的な登録維持を確実なものとする事ができる。

第 VI 章

産業分野別生産促進プログラム (PROSEC)

1. PROSEC の性格とその目的

産業別促進プログラム (PROSEC) は、経済省 (SE) が所管する産業振興措置である。本制度は、国内市場向けおよび輸出市場向け製品の製造に使用される資材、部品、構成品、機械、機器の一時輸入または確定輸入に際し、一般輸入税 (IGI) の優遇関税率を適用することを認めるものである⁴⁵。本制度の目的は、国内市場を目指す生産の場合でも、低コストの資材にアクセスすることで、戦略的生産分野の競争力を強化することである。

PROSEC 政令第 4 条に言及される物品を製造する法人は、同政令第 5 条に定める優遇従価税率を適用し、当該製品の製造工程に組み込まれて使用される各種物品を輸入することができる。本プログラムは、自動車、電子、電気、自動車部品分野の企業にとって、現在もなお極めて重要な制度である。なぜなら、最終製品が国内市場で販売される場合であっても、重要な構成部品を 0% から 5% の軽減関税率で輸入することができるからである。PROSEC の特定セクターに登録されている企業は、新たなセクターへの追加登録を申請することができる。ただし、当該新セクターに該当する製品を製造することを証明しなくてはならない。

IMMEX プログラムが一時輸入制度に基づき運用されるのに対し、PROSEC プログラムは最終製品の輸出を条件づけていない。

2. PROSEC と IMMEX の互換性

⁴⁵ PROSEC 政令 2002 年 8 月 2 日付連邦政府官報 (DOF) 公布 最終改正：2023 年 1 月 25 日付連邦政府官報 (DOF)

IMMEX 政令第 7 条は、IMMEX プログラム保有企業が経済省（SE）により認定された生産セクターに該当する活動を行っている場合、PROSEC の認可を同時に申請することを認めている。

この IMMEX-PROSEC の二元性は、特に以下のような企業にとり有効である。

- ・ 輸出向けプロセスに使用する資材を、IMMEX に基づき一時輸入する。
- ・ 一部の原材料または機械設備について、国内市場向け製品にも使用したり、あるいは一時輸入の要件を満たさない場合に、PROSEC に基づき確定輸入する。

財・物品の輸入が追加的に IMMEX プログラムを活用して行われる場合、関税法第 108 条に定める期間内で、国内に滞留させることができる。輸入が確定輸入制度の下で行われた場合は、国内領域内に無期限で滞留させることができる。

いずれの場合も、PROSEC プログラムの名義人は、輸入した貨物を認可を受けたセクターに該当する製品の製造に充当しなければならない。

3. 認可対象者と条件

PROSEC は、メキシコ国内に居住する法人であって、認可された 22 の生産セクターのいずれかに関連する工業プロセスまたはサービスを実施する企業であれば、生産品を輸出していなくても取得することができる⁴⁶。

主な要件：⁴⁷

- ・ 連邦納税者登録（RFC）に登録されており、かつ有効であること。
- ・ 税務上の住所および稼働中の生産拠点を立証すること。
- ・ 生産能力またはサービス提供能力を図面、写真、契約書等で証明すること。
- ・ 輸入予定の資材および製造する最終製品の関税分類番号を特定すること。
- ・ 税務的な義務をすべて履行していること。
- ・ デジタル窓口（VUCEM）を通じて申請を提出すること。

⁴⁶ SE 貿易細則 第 3.4 章 産業別促進プログラム（PROSEC）

⁴⁷ PROSEC 政令第 8 条

申請に対する回答期間は平均して 15 営業日で決定がなされる。また、認可は無期限で付与される。

4. PROSEC の利点

区分	利点	法的根拠
関税面	資材、部品、機械、機器の確定輸入に対し、優遇関税率（0～5%）を適用。	PROSEC 政令第 4 条
オペレーション面	IMMEX および他の振興プログラム（Drawback、OEA、IVA・IEPS 認証）との互換性。	IMMEX 政令第 7 条
経済面	非原産の資材を低関税で輸入することにより、生産コストを下げる。	PROSEC 政令第 4 条
通商面	アジアおよび米国のサプライヤーに対する競争力の向上。	経済省、2025 年版産業報告書

PROSEC に基づく優遇関税率は、最終製品が輸出されない場合であっても適用される点が IMMEX 制度とは明確に異なる。

5. PROSEC 対象セクター

PROSEC 政令第 3 条、ならびに附属書 1（公式サイトにて公表されている最新一覧）によると、現在有効なセクタープログラムは 24 分野であり、以下の産業に対応する。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 電気産業 | 7. 資本財製造産業 |
| 2. 電子産業 | 8. 写真産業 |
| 3. 家具産業 | 9. 農業機械産業 |
| 4. 玩具、娯楽用ゲームおよびスポーツ用品産業 | 10. その他各種産業 |
| 5. 靴製造産業 | 11. 化学産業 |
| 6. 鋳業・金属精錬産業 | 12. ゴムおよびプラスチック産業 |
| | 13. 製鉄業 |

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 14. 医薬品および医療機器産業 | 19. 自動車産業および自動車部品産業 |
| 15. 輸送産業（自動車産業および自動車部品産業を除く） | 20. 繊維および縫製産業 |
| 16. 製紙段ボール産業 | 21. チョコレート、製菓その他類似産業 |
| 17. 木材産業 | 22. コーヒー産業 |
| 18. 皮革・なめし皮産業 | 23. 食品産業 |
| | 24. 肥料産業 |

これらの分野が、認可された「PROSEC セクター」の全体を構成する。したがって、本制度の適用を受けようとする企業はこれらのいずれかのセクターに属する事業活動を行っていることとし、優遇関税率の適用を受ける輸入貨物は、認可されたセクターに関連する資材でなければならない。

各セクターには、優遇関税率の適用対象となる関税分類の一覧が定められている。特に第19セクターについては、PROSEC 政令附属書Iを精査することが重要である。とりわけ、どの資材が現在も自動車部品における PROSEC 適用対象となっているかを見極めるために、関税分類の制限、適用除外または削除に関する注記を確認することが重要である。

本プログラムの有効期間は1年間とされている。PROSEC 政令第8条に規定される、当該プログラムの下で行ったオペレーションに関する年次報告書を提出すれば、自動的に更新される。

6. 直接生産者、間接生産者

PROSEC では2種類の受益者を区別している。

- **直接生産者**：資材を最終製品へと加工する工程で活動する者。該当するセクターに応じて、政令第5条に掲げる財等から第4条に定める物品を製造する。
- **間接生産者**：認可を受けた直接生産者に対して、資材または部品を供給する。

間接生産者は、その資材が実際に直接生産者によって製造される物品に組み込まれる場合に限り、PROSEC 税率を適用することができる。

7. 第8規則による許可（Regla Octava 許可）

第 8 規則（レグラ・オクターバ Regla Octava.）は、PROSEC を補完する仕組みで、一般輸出入税法（LIGIE）第 2 条第 II 項および PROSEC 政令に規定されている。本制度は、特定産業分野に必要な貨物について、優遇関税率または無税での輸入を可能とする。

本スキームの目的は、メキシコ国内で生産されていない、または国内供給が不十分な資本財、原材料もしくは機械設備の輸入を円滑にすることにある。これらは、PROSEC 対象セクターにおける生産プロセスに投入されることを前提としている。

許可の取得要件⁴⁸

- 有効な PROSEC 認可を取得していること。
- 関税分類番号および技術的説明を明記のうえ、VUCEM 窓口にて申請すること。
- 当該貨物がメキシコ国内で生産されていない、または数量・品質が十分でないことを証明すること。
- 予定輸入数量および工業用途を明示すること。
- 該当する自動通知制度および非関税規制を遵守すること。

センシティブ品目

IMMEX 政令附属書 II および SE 貿易細則 3.3.2 に分類される品目は、特別許可を要する。

IVA・IEPS 認証企業、または PROSEC の実績を有する企業は、簡易手続により第 8 規則許可を取得できる。

対象候補企業

- 垂直統合型の工業型 IMMEX 企業。
- IVA・IEPS 認証または OEA 認定を取得している PROSEC 生産者。
- 自動車、電子、航空宇宙、医薬品などの分野に属する企業。

8. IMMEX との互換性とその管理

PROSEC は、IMMEX、Drawback（関税還付制度）および IVA・IEPS 認証と併用することが可能である。ただし、併用は、以下の条件を満たす場合に限られる。

- 各輸入について、適用される通関制度を適正に区分していること。
- IMMEX 適用貨物については附属書 24（Anexo 24）に動きを記録し、PROSEC 適用貨物については税務会計上その動きを記録すること。

⁴⁸ SE 貿易細則 2.2.2、3.4.1、附属書 2.2.1

- ・ 優遇措置を重複適用しないこと（すなわち、同一資材に対して優遇関税率と関税繰延措置を同時に適用しない）。

経済省（SE）と税務行政庁（SAT）は、電子監査を通じて輸入数量と優遇措置の適正な適用状況を検証している。

9. PROSEC 年次報告書

PROSEC オペレーションの年次報告書は、遅くとも毎年 4 月の最終日までに VUCEM 窓口を通じて提出しなければならない。また、IMMEX と PROSEC を併用している企業については、IMMEX 年次報告書と併せて 5 月の最終営業日までに提出することとする。

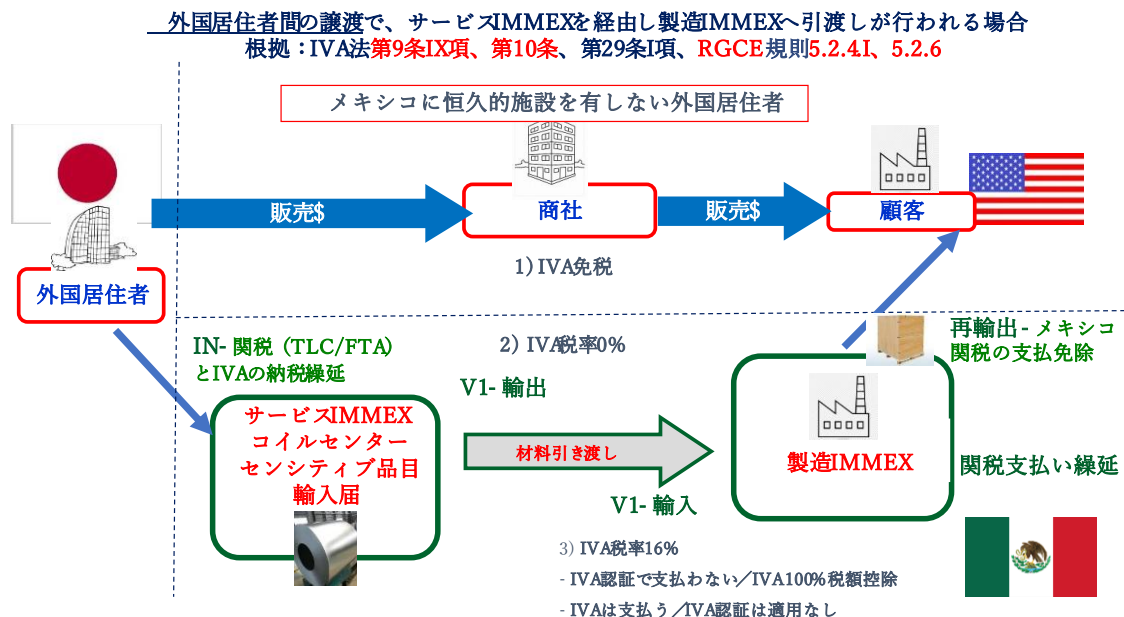
年次報告義務を履行しない場合、以下の措置が講じられる。

- ・ 5 月 1 日付でプログラムが一時停止される。
- ・ 6 月 30 日までに是正されない場合、最終的に取消処分となる。

第 VII 章 商取引と通関のオペレーション事例

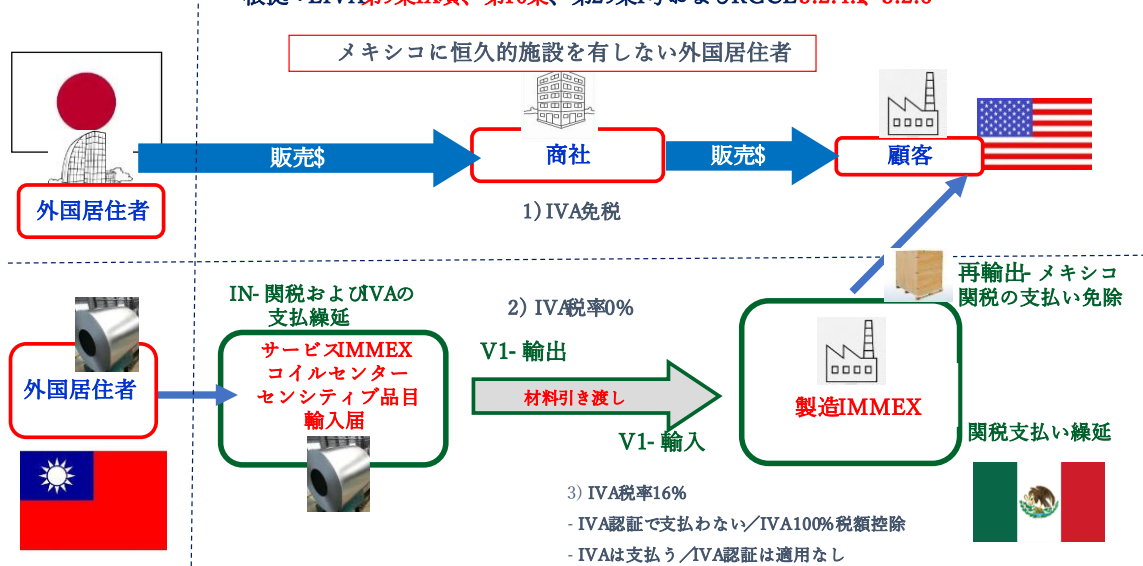
以下に、主要な商流と通関オペレーションの模式図を提示する。これらの図は、それ自体がその仕組みを明確に説明するものである。

ケース 1



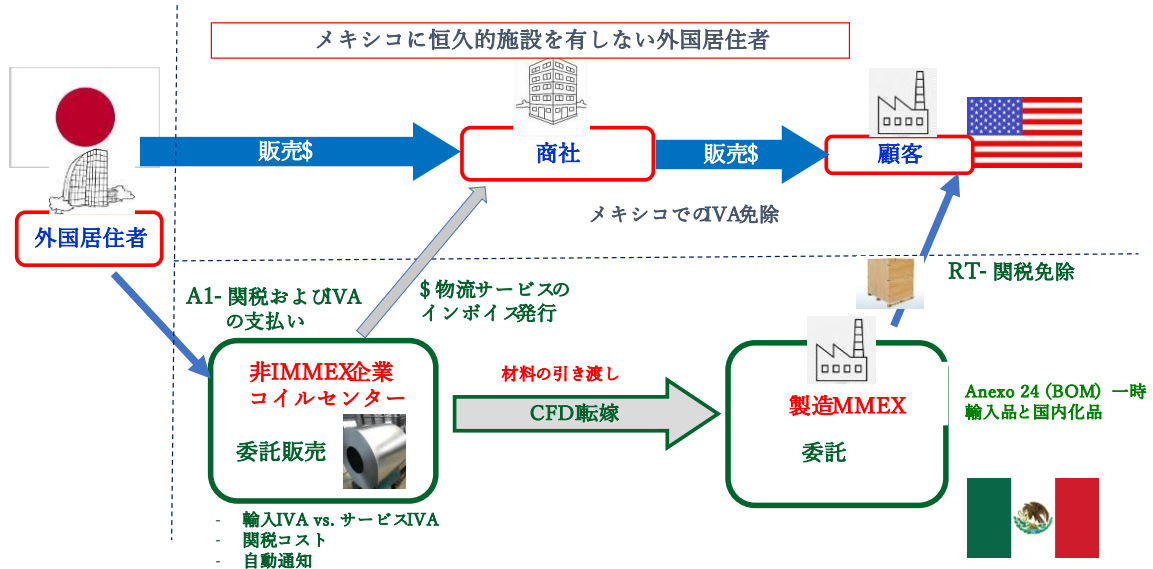
ケース 2

外国居住者間の売買で、サービスIMMEXを経由し、製造MMEXへ引渡しが行われる場合
 根拠：LIVA第9条IX項、第10条、第29条I号およびRGCE5.2.4.I、5.2.6



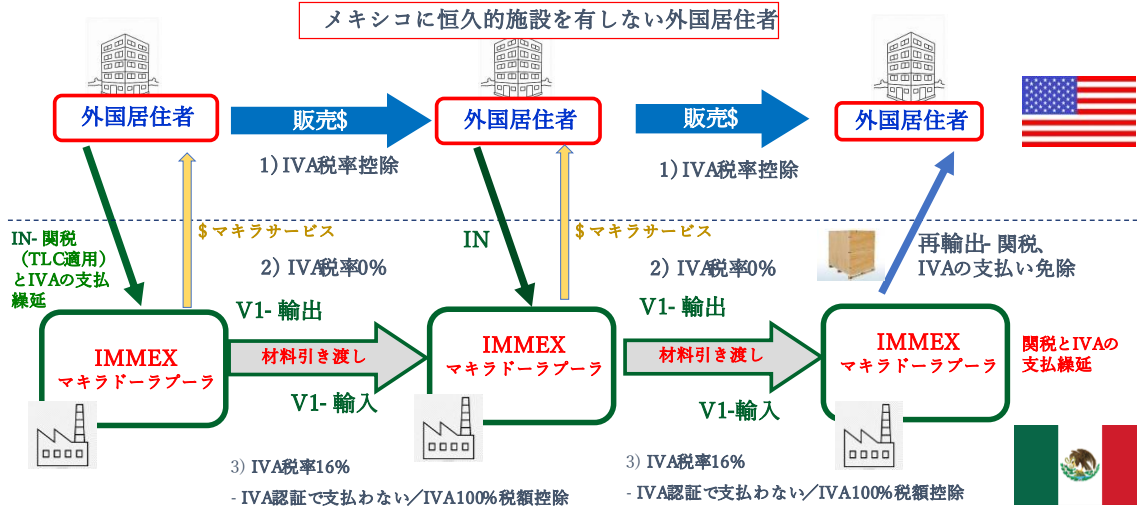
ケース 3

確定輸入し製造MMEXへ再輸出目的で引渡し
 バーチャル移転は行われず、「委託」形態の取引。売買契約は国外で行われる。



ケース 4

マキラドーラへのバーチャル移転と輸出を伴う外国居住者間の複数回の譲渡
 根拠：LIVA第9条IX項、第10条、第29条I項およびRGCE5.2.4.I、5.2.6



ケース 5

移転① IMMEXが一時輸入した貨物を別のIMMEXへ移転。外国居住者から受け取りIMMEXへの売買を伴う場合
 根拠：IVA法第1A条III項、第10条、第29条I項、RGCE5.2.5.I

